

# 福島県内の中小企業向け 支援ガイドブック

(Ver. 56)

## ○注目情報

- ・福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金（P 4）  
→お申し込み期間 令和2年3月23日から7月15日まで
- ・福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金（P 5）  
→お申し込み期間 令和2年4月下旬から8月31日まで
- ・航空宇宙関連産業集積推進補助金（P 19）  
→お申し込み期間 令和2年4月1日から12月27日まで
- ・先端ICT関連産業集積推進事業（P 27）  
→お申し込み期間 令和2年4月1日から（予算が無くなり次第終了）

## ○県ホームページからダウンロードできます。

「福島県ホームページ」－「組織でさがす」－「商工労働部」－「商工総務課」－「中小企業向け支援」に掲載しております。

福島県内の中小企業向け支援ガイドブック

[検索](#)



Future From Fukushima.

令和2年4月  
福島県商工労働部

# 福島県内の中小企業向け支援ガイドブック

## 目次

### ○補助・助成制度

(東日本大震災・原子力発電事故からの復旧・復興)

1. 中小企業等復旧・復興支援事業～借上・移設、改装～ P. 1
2. 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 ～施設・設備～ P. 2
3. 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金 P. 4
4. 福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金 P. 5

(令和元年台風19号等からの復旧・復興)

5. ふくしま立地企業事業継続対策事業 P. 6
6. グループ補助金(令和元年台風19号) P. 7
7. 福島県中小企業施設設備等復旧補助金 P. 8
8. 商店街災害復旧等事業 P. 9

(新産業関連)

9. 地域復興実用化開発等促進事業費補助金 P. 10
10. 再生可能エネルギー関連技術実証研究支援事業 P. 11
11. 産総研連携再生可能エネルギー等研究開発補助金 P. 12
12. 海外連携型再生可能エネルギー関連研究開発補助金 P. 13
13. 再生可能エネルギーメンテナンス関連産業  
参入等支援事業補助金 P. 14
14. 健康ビジネス創出支援事業(ヘルスケア・介護福祉機器  
開発支援事業)補助金 P. 15
15. ロボット関連産業基盤強化事業費補助金 P. 16
16. 福島県ロボット関連技術実証等支援助成金 P. 17
17. 福島県産ロボット導入支援助成金 P. 18
18. 航空宇宙関連産業集積推進補助金 P. 19

(働きやすい職場づくり)

19. 働きやすい職場環境づくり推進助成金 P. 20
20. 働き方改革支援事業各種奨励金 P. 21
21. 企業内子育て支援施設整備事業費補助金 P. 22

(その他各種支援)

22. ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業(一般枠・商店街枠) P. 24
23. 女性・若者向け創業補助金 P. 25
24. 地域課題解決型起業支援事業補助金 P. 26
25. 先端ICT関連産業集積推進事業 P. 27

26. チャレンジふくしま中小企業上場支援事業	P. 28
27. 特許等調査・出願経費助成事業	P. 29
28. 特許料等の特例及び国際出願に係る手数料の特例	P. 30
29. ふくしま産業応援ファンド事業	P. 31
30. 戦略的知的財産一貫支援事業	P. 32
31. TPP販路拡大支援事業	P. 33
32. 海外販路開拓支援助成事業	P. 34
33. ふくしま県産品再生支援事業	P. 37
<b>○資金繰り支援</b>	
34. 福島県中小企業制度資金「ふくしま復興特別資金」	P. 39
35. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」	P. 40
36. 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金	P. 43
37. 中小企業制度資金貸付金(豪雨災害特別資金)	P. 44
<b>○雇用・人材育成支援</b>	
38. ふくしま産業復興雇用支援助成金	P. 45
39. 雇用調整助成金等による支援	P. 47
40. キャリアアップ助成金	P. 49
41. 福島県高度ものづくり人材確保支援事業補助金	P. 50
42. ふくしま中小企業等人材育成支援事業	P. 52
43. 技能向上訓練実施事業	P. 53
<b>○空き工場、仮設店舗・仮設工場</b>	
44. 空き工場、倉庫、工場用地等の紹介について	P. 55
<b>○風評対策</b>	
45. 工業製品の残留放射線測定について	P. 56
46. 加工食品の放射能測定について	P. 57
<b>○原子力損害賠償</b>	
47. 東京電力ホールディングス株式会社への本賠償請求について	P. 58
<b>○相談窓口</b>	
48. 中小企業等の二重債務に関する相談窓口について	P. 59
49. 中小企業支援機関の経営相談窓口について	P. 60
<b>○課税の特例</b>	
50. 避難解除区域等における課税の特例 ～福島特措法～	P. 61
51. 地域未来投資促進法による課税の特例	P. 64
52. ふくしま産業復興投資促進特区 ～復興特区～	P. 65
53. ふくしま観光復興促進特区 ～復興特区～	P. 66
<b>○福島県商工労働部各機関の連絡先</b>	P. 67

## 補助制度

# 1. 中小企業等復旧・復興支援事業

### ① 制度概要

東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた県内中小企業等の皆様が、空き工場・空き店舗等を借りて事業再開（仮操業）するために必要となる経費の一部を補助します。

### ② 対象者（A,B いずれかに該当する県内の中小企業者等）

A 津波により被災し、区画整理事業等の対象となり未だ移転できないこと。

※ 市町村が発行する罹災証明書が必要です。

B 原子力発電所事故に伴う「避難指示区域等」に工場・店舗等があったこと。

※ 「避難指示区域等」とは、原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点及び緊急時避難準備区域を指します。

※ 区域の見直し後についても、対象とします。

### ③ 要件

県内の空き工場・空き店舗等を借りて事業を再開・継続する中小企業者等。

### ④ 支援内容

<補助対象経費>（原状を回復するための経費に限ります。）

a 空き工場・空き店舗等の借上げ費用

b 被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用

c 空き工場・店舗等の改装費用

d 代替設備の借上げ費用

※ a の費用を伴わない申請は対象外です。

※ b、c の費用について申請できるのは原則 1 回限りです。

<補助率>

・ 避難指示区域等、津波（移転待ちかつ全壊） 補助対象経費の  $\frac{3}{4}$  以内

・ 津波（移転待ちかつ半壊） 補助対象経費の  $\frac{1}{2}$  以内

<補助金額>

25 万円以上 500 万円まで（製造業者の場合、50 万円以上 2,500 万円まで）

### ⑤ お申し込み期間

第 1 回は令和 2 年 6 月上旬～7 月上旬を予定しています。

第 2 回は令和 2 年 9 月上旬～10 月上旬を予定しています。

※ 決定次第、企業立地課ホームページでお知らせします。）

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

<お申し込み先> 最寄りの地方振興局（地域づくり・商工労政課）

（地方振興局の連絡先は、裏表紙をご覧ください。）

<お問い合わせ先>

福島県庁 企業立地課（製造業、建設業）Tel: 024-521-7882 Fax: 024-521-7935

商業まちづくり課（卸売・小売業）Tel: 024-521-7299 Fax: 024-521-8886

商工総務課（サービス業他）Tel: 024-521-7270 Fax: 024-521-7930

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/> E-mail: [investment@pref.fukushima.lg.jp](mailto:investment@pref.fukushima.lg.jp)

※ 詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「企業立地課」のページをご覧ください。

## 2. 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

### (1) 一般枠～施設・設備の復旧・整備を支援します～

#### ① 制度概要

東日本大震災や原子力災害により被害を受けた県内中小企業等の皆様が、グループとして一体となって復旧・復興事業を行う場合に、当該事業に不可欠な施設・設備の復旧・整備をするために必要となる経費の一部を補助します。

#### ② 対象者 (復興事業計画の申請者)

##### ※警戒区域等見直し地域(移転再開)又は津波浸水地域向け

a 警戒区域等が見直された地域(\*)から県内の他地域へ移転し事業を再開する事業者

b 津波浸水地域内の事業者 : いわき市、相馬市、新地町

\*警戒区域等が見直された地域 : 双葉郡 8 町村、田村市、南相馬市、川俣町、飯舘村

※1 大企業(みなし大企業を含む)については、グループの構成員としての参加は可能ですが、補助金は交付しませんので、ご注意ください。

※2 注意事項 : 交付決定後に契約・発注する事業が対象となります。

#### ③ 要件 (a～c すべてに該当すること)

a 複数の中小企業等から構成される集団(中小企業等グループ)であること。

b サプライチェーン型、経済・雇用効果大型、基幹産業型、商店街型のいずれかの機能を有し、当該グループ構成員が、東日本大震災等により事業所の全部又は一部に甚大な被害があるなどグループ機能に重大な支障が生じていること。

c 当該グループで復興事業計画を策定し、県の認定を受けること。

#### ④ 支援内容 (復興事業計画が県の認定を受けた場合の補助事業の内容)

##### <補助対象経費>

東日本大震災等で被害を受けた施設及び設備であって、復興事業計画に基づき事業を行うために不可欠な県内の施設及び設備の復旧・整備、新分野事業の実施、共同店舗の新設等及びこれらに付随する環境整備、イベント開催に要する経費。

※1 施設の例 : 倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、原材料置場など

※2 設備は、復興事業に係る事業の用に供する設備で、資産として計上するもの

※3 新分野事業の例 : 新商品ラインへの転換、新商品・新サービス開発、新市場開拓調査など

<補助率> 中小企業者 : 補助対象経費の 3/4 以内

中小企業者以外 : 補助対象経費の 1/2 以内

※中小企業者 : 中小企業支援法第 2 条第 1 項に規定される者

※4 「被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金」(P. 10)を併用できます。

#### ⑤ お申し込み期間(年2回公募実施)

第 1 回は令和 2 年 4 月 23 日(木)～6 月 12 日(金)

第 2 回は令和 2 年 6 月 15 日(月)～10 月初旬予定

(決定次第、経営金融課ホームページでお知らせします。)

#### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 経営金融課

Tel: 024-521-8406

Fax: 024-521-8656

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「経営金融課」のページをご覧ください。

**2. 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業****(2) 特別枠～施設・設備の復旧・整備を支援します～****① 制度概要**

東日本大震災や原子力災害により被害を受けた県内中小企業等の皆様が、グループとして一体となって復旧・復興事業を行う場合に、当該事業に不可欠な施設・設備の復旧・整備をするために必要となる経費の一部を補助します。

**② 対象者**（復興事業計画の申請者）**※警戒区域等見直し地域(帰還再開)向け**

**警戒区域等が見直された地域**(\*)に帰還（区域内の移転含む）して事業を再開する事業者。

また、警戒区域等が見直された地域内で移転して事業再開する場合、所在市町村長及び移転先市町村長の了解があれば対象とする。

\*警戒区域等が見直された地域：双葉郡8町村、田村市、南相馬市、川俣町、飯舘村

**※注意事項：交付決定後に契約・発注する事業が対象となります。**

**③ 要件**（a～cすべてに該当すること）

- a 複数の中小企業等から構成される集団（中小企業等グループ）であること。
- b サプライチェーン型、経済・雇用効果大型、基幹産業型、商店街型、コミュニティ再生型のいずれかの機能を有し、当該グループ構成員が、東日本大震災等により事業所の全部又は一部に甚大な被害があるなどグループ機能に重大な支障が生じていること。
- c 当該グループで復興事業計画を策定し、県の認定を受けること。

**④ 支援内容**（復興事業計画が県の認定を受けた場合の補助事業の内容）**<補助対象経費>**

東日本大震災等で被害を受けた施設及び設備であって、復興事業計画に基づき事業を行うために不可欠な県内の施設及び設備の復旧・整備、新分野事業の実施、共同店舗の新設等及びこれらに付随する環境整備、イベント開催に要する経費。

※1 施設の例：倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、原材料置場など

※2 設備は、復興事業に係る事業の用に供する設備で、資産として計上するもの

※3 新分野事業の例：新商品ラインへの転換、新商品・新サービス開発、新市場開拓調査など

**<補助率>** 中小企業者：補助対象経費の 3/4 以内

中小企業者以外：補助対象経費の 1/2 以内

※中小企業者：中小企業支援法第2条第1項に規定される者

※4 「被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金」(P.10)を併用できます。

※5 避難解除等区域から県内の他地域へ移転してグループ補助金を活用し、施設を整備し事業再開した事業者が、区域見直し等の理由により、改めて区域内に戻って施設を復旧する場合に、区域外に整備した施設を売却、賃貸を行うなどして、得た収入等の範囲内で既に交付を受けた補助金の一部返納等を行うことを条件に、再度、当該補助金を活用することができます。

**⑤ お申し込み期間(年2回公募実施)**

第1回は令和2年4月23日(木)～6月12日(金)

第2回は令和2年6月15日(月)～10月初旬予定

(決定次第、経営金融課ホームページでお知らせします。)

**⑥ お申し込み・お問い合わせ先**

福島県庁 経営金融課

Tel: 024-521-8406

Fax: 024-521-8656

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「経営金融課」のページをご覧ください。

## 補助制度

### 3.福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金

#### ① 制度概要

1 2市町村において原子力災害によって被災した中小・小規模事業者の皆様の事業・生業の再建を支援し、併せて当該地域における働く場の創出や、買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、事業再開等に要する初期投資費用の一部を補助します。

#### ② 対象事業者

震災時に1 2市町村内で事業を行っていた中小事業者。

#### ③ 要件

① 1 2市町村内において事業再開（転業再開を含む）や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合

② 震災後休業していた者又は休業していたとみなせる者で、1 2市町村外（福島県外含む）にて事業再開（転業再開を含む）する場合

※注意事項：交付決定後に契約・発注する事業が対象となります。

#### ④ 支援内容

##### <補助対象経費>

施設：倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他事業再開に不可欠と認められる施設

設備：補助事業者の事業再開の用に供する設備

土地：施設整備に付随する土地購入費、土地整備費、建物取壊し・撤去費、土地賃借費

新商品・新サービス開発：試作に係る原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、専門家謝金 等

市場開拓調査：委託費（マーケティング調査費等）

宿舍整備※：宿舍及び備付けの設備にかかる費用、土地購入費

※ ①に該当する事業者のみ

広報費：販路開拓等に要する広報費、展示会出展費用等

<補助率> ①の場合：補助対象経費の 3/4 以内

②の場合：補助対象経費の 1/3 以内

<限度額> 補助対象経費（限度額 1,000 万円）に補助率を乗じた額

ただし、市町村が策定する復興計画等に沿ったものとして、国が別途定める要件を満たすことを、市町村が確認した者については、補助対象経費（限度額 3,000 万円）に補助率を乗じた額

#### ⑤ その他

申請に先立ち、認定経営革新等支援機関による事前確認が必要です。申請には、事前確認を受けた事業再開等に向けた事業計画と認定経営革新等支援機関確認書の添付が必要です。

また、補助対象経費（限度額 3,000 万円）とする場合には、市町村復興計画等確認書が必要となります。

#### ⑥ お申し込み期間(年2回公募予定)

公募期間（予定）：令和2年3月23日（月）～令和2年7月15日（水）

【公募締切（1回目）：令和2年4月30日、

公募締切（2回目）：令和2年7月15日（年度内最終締切）】

\*令和2年度の公募は申請の締め切りを2回に分けて、審査及び交付決定を行うこととします。また、公募期間は現時点での予定です。決定次第、経営金融課ホームページでお知らせします。

#### ⑦ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 経営金融課 Tel: 024-521-8657 Fax: 024-521-8628

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「経営金融課」のページをご覧ください。

## 補助制度

# 4.福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金

### ① 制度概要

1 2市町村において民間団体等が行う、1 2市町村内における創業や1 2市町村外からの事業展開に対して、その事業に要する経費の一部を補助することにより、働く場・買い物をする場などまち機能を早期に回復し、原子力被災事業者の事業・生業の再建に向けた取組を促進します。

### ② 対象事業者

- ① 1 2市町村内において創業する者
- ② 原子力災害発生時に1 2市町村内で事業を行っていなかった事業者であって、1 2市町村で事業展開を行う者

### ③ 補助事業の内容等

<補助要件> (ア及びイ両方の要件を満たす必要があります)

- ア. 1 2市町村内において創業又は事業展開を行う場合
- イ. 原子力被災事業者の復興の動向を踏まえつつ、原子力災害からの復興に向け1 2市町村が定めた復興計画、長期計画及びこれらに類する計画に沿った事業であることを1 2市町村が確認した場合

<補助対象経費>

人件費（創業する場合に限る）

事業費：施設等購入・借入・整備費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費

委託費：委託費

<補助率> 補助対象経費の 2 / 3 以内

<限度額> 補助対象経費（限度額 1,000 万円）に補助率を乗じた額

### ④ その他

申請に先立ち、認定経営革新等支援機関による事前確認が必要です。申請には、事前確認を受けた事業再開等に向けた事業計画と認定経営革新等支援機関確認書の添付が必要です。

### ⑤ お申し込み期間

公募期間（予定）：令和2年4月下旬～令和2年8月31日（月）

【公募締切（1回目）：令和2年5月29日、

公募締切（2回目）：令和2年8月31日（年度内最終締切）

\* 令和2年度の公募は申請の締め切りを2回に分けて、審査及び交付決定を行うこととします。また、公募期間は現時点での予定です。決定次第、経営金融課ホームページでお知らせします。

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 経営金融課

Tel: 024-521-8657

Fax: 024-521-8628

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「経営金融課」のページをご覧ください。



## 補助制度

# 5.ふくしま立地企業事業継続対策事業

### ① 制度概要

台風第19号等により被災した大企業が、今後も予想される災害への対応力を高めるため、かさ上げなどの減災対策を実施するにあたり、経費の一部を補助し、県内での持続的な操業を支援します。

### ② 対象事業者

令和元年台風第19号、第20号及び第21号により被災した大企業（みなし大企業含む）

※大企業とは、中小企業者以外の事業者を指し、「みなし大企業」とは、発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1を同一の大企業が所有している等の事業者を指します。また、「7. 福島県中小企業施設設備等復旧補助金」の対象となっている中堅企業は除きます。

### ③ 対象業種・内容

原則、製造業及び関連する業種とし、工場及び物流施設に係る防水壁、生産施設の床のかさ上げ、受変電施設のかさ上げ、サーバーのバックアップ体制の構築など、減災対策に要する経費を対象とします。

### ④ 支援内容

<補助対象経費>

国の補助制度の対象とならない大企業が行うかさ上げ等の事業継続に向けた減災対策に係る費用

<補助率>

補助対象経費の5%

<補助上限額>

1億円

### ⑤ お申し込み期間

決定次第、企業立地課ホームページでお知らせします。

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 企業立地課

Tel:024-521-7280

Fax:024-521-7935

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [investment@pref.fukushima.lg.jp](mailto:investment@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「企業立地課」のページをご覧ください。

## 補助制度

# 6.グループ補助金(令和元年台風19号等)

### ① 制度概要

令和元年台風19号、20号及び21号により被害を受けた県内中小企業等の皆様  
が、グループとして一体となって復旧・復興事業を行う場合に、当該事業に不可  
欠な施設・設備の復旧・整備をするために必要となる経費の一部を補助します。

### ② 対象事業者

- ① 中小企業者等
- ② 中堅企業等 (①以外で資本金又は出資金の価額が10億円未満の事業者等)
- ③ 大企業等 (①及び②が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸し付けている  
事業者に限る)

#### 〈補助率〉

- ① 中小企業者等 3/4以内 (上記①)
- ② 中堅企業等 1/2以内 (上記②及び③)

※台風19号等による災害では、**以下の全ての要件を満たす事業者について、5億円を上限に定額補助**します。

- ① 東日本大震災で直接又は間接又は風評被害を受け、国等の支援事業を活用している事業者
- ② 台風19号等による被災の影響が出る直前3か月間の売上高が、東日本大震災による被災の影響が出る前年同期の売上高と比較して20%以上減少している事業者
- ③ 交付申請時において、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者
- ④ 台風19号等により施設・設備が被災した事業者

### ③ 要件 (a～cすべてに該当すること)

- a 複数の中小企業等から構成される集団(中小企業等グループ)であること。
- b サプライチェーン型、経済・雇用貢献型、地域生活・産業基盤型、地域資源産業型、商店街型のいずれかの機能を有し、当該グループ構成員が、台風19号等により事業所の全部又は一部に甚大な被害があるなどグループ機能に重大な支障が生じていること。
- c 当該グループで復興事業計画を策定し、県の認定を受けること。

### ④ その他

・補助金の交付を受けるためには、グループで復興事業計画を策定し、県の認定を受け、グループ構成員ごとに補助金申請を行う必要がありますが、県のグループ認定を受けられることを前提に、補助金交付申請を同時にすることも可能です。

・また、すでに遡及適用(事前着工)により事業を実施している場合は、グループ認定、補助金交付申請と同時に実績報告書の提出を行うことができます。

### ⑤ お申し込み期間

第5次公募は令和2年4月13日(月)～5月22日(金)

第6次公募は令和2年5月下旬以降に予定しています。

(決定次第、経営金融課ホームページでお知らせします。)

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 経営金融課

Tel: 024-521-8658 Fax: 024-521-8659

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp> E-mail: [keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「経営金融課」のページをご覧ください。

## 補助制度

# 7. 福島県中小企業施設設備等復旧補助金

### ① 制度概要

台風第19号等により、被害を受けた中小企業者等が、事業の再建に取り組む経費の一部を支援します。

### ② 対象者

令和元年台風第19号、第20号および第21号により被害を受けた中小企業者、小規模事業者等

### ③ 条件等

- 補助率  
2 / 3
- 対象費目及び補助上限額  
上限500万円、費目毎の上限は下記のとおり。
  - ① 防災対策費 200万円
  - ② 広報費、展示会出展等ソフト事業 200万円
  - ③ 機械装置等の復旧 500万円  
(グループ補助金の対象となるものは除く)※上記の順に優先順位を付けて採択します。  
※国の持続化補助金との併用はできません。  
※再建計画は会員・非会員問わず県内各支援団体の助言等を受け策定頂きます。

### ④ お申し込み期間

募集については、下記ホームページにてお知らせしますので、ご確認ください。  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/>

### ⑤ お申し込み・お問い合わせ先

福島県商工会連合会  
〒960-8053  
福島県福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま9階

## 補助制度

# 8. 商店街災害復旧等事業

### ① 制度概要

令和元年台風第19号により被害を受けた商店街の共同施設等の復旧に要する経費の一部を補助し、商店街等の商機能やコミュニティ機能の回復を支援します。

### ② 対象者

令和元年台風第19号による災害で被害を受けた商店街等の商店街等組織です。

※商店街等組織

法人格を持つ商店街振興組合、事業協同組合等、任意の商店街等組織（規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者）など

### ③ 事業の内容等

〈補助対象経費〉 アークード、共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場、放送機器等の復旧に必要な経費。

※個店の施設や設備は対象になりません。

〈補助率〉 補助対象経費の3/4以内

### ④ その他

災害から交付決定までに行われた復旧事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で適正と認められた場合は補助対象となります。

### ⑤ お申し込み期間

未定（決まり次第、商業まちづくり課ホームページでお知らせします。）

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

商業まちづくり課

Tel: 024-521-7299 Fax: 024-521-8886

E-mail : shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp

## 補助制度

# 9. 地域復興実用化開発等促進事業費補助金 ～浜通り地域における研究開発、実証の経費助成～

### ① 制度概要

イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等及び地元企業等との連携による実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の産業復興の早期実現を図る。

### ② 対象者

イノベーション・コースト構想の重点分野（ロボット・ドローン、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、廃炉<sup>\*</sup>、航空宇宙）について、福島県浜通り地域（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）に拠点が所在する法人格を有する以下の団体等

※廃炉等及び放射線に関する分野

- ・ 本社・試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業
- ・ 国立研究開発法人である研究所、大学、高専
- ・ 農業協同組合その他の団体

※福島県浜通り地域に実用化開発等を行う拠点のない企業であっても地元企業等との連携による申請が可能です。

### ③ 支援内容

#### <補助対象経費>

原則として、福島県浜通り地域において実施される重点分野に係る研究開発や実証など実用化に向けた取組が対象となります。

#### 1 【直接経費】

- ・ 調査設計費
- ・ 施設工事費（土地の取得造成費を除く）
- ・ 機械設備費
- ・ 人件費
- ・ 材料費等
- ・ 外注費
- ・ 委託費（直接経費の30%以下）
- ・ その他の諸経費

※施設や機械設備は実用化開発等を行うために不可欠で必要最低限のものに限ります。

#### 2 【間接経費】（1 直接経費の5%以下）

#### <補助率>

中小企業 2/3      大企業 1/2

#### <補助上限額>

1 事業計画あたり、7億円（複数企業等による連携申請の場合、合計額）

### ④ お申し込み期間

令和2年度一次募集は終了しました。

二次募集がある場合は、産業創出課のホームページでお知らせします。

### ⑤ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 産業創出課

Tel: 024-521-7283

Fax: 024-521-7932

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [business@pref.fukushima.lg.jp](mailto:business@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「産業創出課」のページをご覧ください。

## 補助制度

# 10. 再生可能エネルギー関連技術実証研究支援事業

### ① 制度概要

県内の民間企業等が東日本大震災後に新たに研究開発を進めてきた再生可能エネルギー関連技術について、その事業化・実用化のための実証研究事業に対し、その経費の一部を補助する。

### ② 対象事業者

県内に事務所を有する企業、技術研究組合、大学等の法人（共同申請の場合は幹事法人）

### ③ 要件

- (1) 法人（共同申請の場合は幹事法人）が県内に事務所又は事業所を有すること。
  - (2) 研究開発事業の大宗を県内において実施するものであること。
  - (3) 技術開発の成果について、県内での製造につなげるなど事業化を計画していること。
  - (4) 当該技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、体制、人員等を有していること。
- ほか

### ④ 支援内容

〈補助対象経費〉

人件費、施設工事費、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、その他諸経費

〈補助率〉

補助対象経費の2/3以内

〈補助限度額〉

3億円以内

### ④ お申し込み期間

令和2年度一次募集は終了しました。

二次募集がある場合は、産業創出課のホームページでお知らせします。

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 産業創出課

Tel: 024-521-8286

Fax: 024-521-7932

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp](mailto:saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「産業創出課」のページをご覧ください。

## 補助制度

# 11. 産総研連携再生可能エネルギー等研究開発補助金

### ① 制度概要

県内の企業が、産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所（以下「研究所」と表記）と連携して研究開発を進めることにより、技術力を高め、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を一層促進する。

### ② 対象者

県内事業者で、県内において地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項に規定する地域経済牽引事業計画（再生可能エネルギー等分野）の承認を受けている事業者。

### ③ 対象事業

「研究所」と連携して行う以下の技術分野に属する研究開発を対象とする。

- 創エネルギー技術：太陽光、風力、地熱、太陽熱、温度差熱等に関連する技術
- 蓄エネルギー技術：水素等に関連する技術
- スマートコミュニティ関連技術：エネルギーマネジメントシステム等スマコミ関連技術

※「研究所」との連携とは以下のいずれかを指す。

- ・「被災地企業のシーズ支援プログラム」など研究所との共同研究の対象となっている。
- ・共同研究ではないが、研究所が支援可能と認められる内容である。

### ④ 支援内容

〈補助対象経費〉

備品費、消耗品費、旅費、報償費、外注費、通信運搬費、借料及び損料、補助員人件費

〈補助限度額〉

1,000万円

〈補助率〉

補助対象経費の2/3以内

### ⑤ 申し込み期間

令和2年度の募集は終了しました。

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 産業創出課

Tel: 024-521-8286

Fax: 024-521-7932

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp](mailto:saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「産業創出課」のページをご覧ください。

## 補助制度

# 12. 海外連携型再生可能エネルギー関連研究開発補助金

### ① 制度概要

再生可能エネルギー利用及び循環型社会、低炭素社会実現に向け、再生可能エネルギー等技術に関連する、海外の研究機関、事業者又は大学等と連携した研究開発を促進することを目的として、県内事業者等に対し、補助金を交付します。

### ② 対象者

県内事業者で、県内において地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項に規定する地域経済牽引事業計画（再生可能エネルギー等分野）の承認を受けている事業者。

### ③ 対象事業

(1) 以下に示す海外連携型の研究開発事業であること。

海外研究機関等が持つ技術シーズ等を、自らが持つ技術シーズ等と組み合わせることにより、技術シーズ等の改良・開発することを目的とした覚書締結先（※）事業者等と連携して行う研究又は開発。（※）ドイツ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州、ハンブルク州、スペイン・バスク州、デンマーク、フラウンホーファー研究機構

(2) 対象となる再生可能エネルギー等技術分野

- ア 創エネルギー技術：太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギー関連技術
- イ IT関連技術（スマートコミュニティに関連するものに限る）：EMS（HEMS、BEMS、CEMS）等、スマートコミュニティ関連技術
- ウ 蓄エネルギー技術：リチウム二次電池、アルカリ二次電池等関連技術
- エ 省エネルギー技術：LED照明、ヒートポンプ、エコ製品等関連技術

### ④ 支援内容

〈補助対象経費〉

旅費、報償費、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費及び委託費、通信運搬費、展示会出展料

〈補助限度額〉 300万円      〈補助率〉 補助対象経費の2/3以内

### ⑤ お申し込み期間

二次募集期間：令和2年4月24日（金）～5月29日（金）

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 産業創出課

Tel: 024-521-8286

Fax: 024-521-7932

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp](mailto:saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「産業創出課」のページをご覧ください。



## 補助制度

# 13. 再生可能エネルギーメンテナンス関連産業参入等支援 事業補助金

### ① 制度概要

再生可能エネルギーメンテナンス関連産業への新規参入及び事業拡大を目指す県内企業による人材育成を着実に進め、今後拡大するメンテナンス需要に確実に対応できる体制を構築することを目的として、県内事業者に対し、補助金を交付します。

### ② 対象者

県内事業者で、県内において地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項に規定する地域経済牽引事業計画（再生可能エネルギー等分野）の承認を受けている事業者。

### ③ 対象事業

- (1) 以下に例示として記載しているような公的機関や大手メーカー等が実施・所管するものとし、研修後や資格取得後に、研修修了証や認証取得証明書等が発行されるものに限ります。
- (2) 対象となる再生可能エネルギー分野  
太陽光、風力、バイオマス、水素、地中熱、その他関連分野  
※公的機関や大手メーカー等が実施・所管する研修・資格の例示  
研修：※実機を用いた研修  
資格（講習）：玉掛け技能講習、高所作業車運転技能講習等

### ④ 支援内容

- 〈補助対象経費〉  
受講料、教材費
- 〈補助率〉  
研修：1／2以内（上限70万円）※1社3名まで  
資格（講習）：1／2以内（上限10万円）※1社3名まで

### ⑤ お申し込み期間

令和2年2月26日（水）～12月21日（月）  
※原則、毎月20日（土日祝日の場合は翌営業日）17時までに受領したものについては、同月内に審査し、結果（採択又は不採択）を申請者あてに通知することとします。

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 産業創出課  
Tel: 024-521-8286 Fax: 024-521-7932  
URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp> E-mail: [saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp](mailto:saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp)  
※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「産業創出課」のページをご覧ください。

## 補助制度

# 14. 健康ビジネス創出支援事業(ヘルスケア・介護福祉機器開発支援事業)補助金

### ① 制度概要

少子高齢化や社会保障費の急増などを背景に、急激な市場の拡大が見込まれているヘルスケア産業において、県内企業による介護・福祉機器等の開発・事業化を支援するため、介護・福祉機器等の開発を行う県内企業に対して補助金を交付します。

### ② 対象事業者

介護・福祉機器等の開発等を行う県内企業。  
※県内に工場や事務所等を有する県外企業を含む。

### ③ 要件

患者、要支援・要介護者の生活を支援する、また、介護者等の負担を軽くする機器及びシステムの製品開発等に取り組むこと。

### ④ 支援内容

〈補助対象経費〉

中小企業・小規模企業 2 / 3  
大企業 1 / 2

〈補助限度額〉

上限400万円

### ⑤ お申し込み期間

令和2年4月14日(火)～5月29日(金)

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 医療関連産業集積推進室

Tel:024-521-7282

Fax:024-521-7932

URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/iryoku-pj/index.php>

E-mail: [medical-unit@pref.fukushima.lg.jp](mailto:medical-unit@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「次世代医療産業集積プロジェクト」の「研究開発」のページをご覧ください。

## 補助制度

# 15.ロボット関連産業基盤強化事業費補助金

### ①制度概要

県内企業のロボット産業への参入を促進するため、ロボットの要素技術の開発や実証を行う事業者に対して必要経費を補助します。

### ②対象者

福島県内に以下のいずれかの所在がある企業が対象となります。  
・ 本社、試験・評価センター／研究開発拠点、研究成果を用いた生産拠点

### ③対象となる事業 (a,b いずれかに該当すること)

- a ロボットの要素技術 (※) の開発や実証試験等
  - b 要素技術 (※) を組み合わせたロボット開発
- ※要素技術の区分：「センサ」「知能・制御系」「駆動・構造系」「その他」

### ④補助対象経費 (補助事業を行うために直接必要な経費に限る)

- ・ 旅費
- ・ 消耗品費
- ・ 機械設備費
- ・ 外注費
- ・ 人件費
- ・ 開発費
- ・ その他

### ⑤補助額(率)

- ・ 補助対象事業費の上限 1,000 万円
- ・ 補助率 中小企業 4分の3 (最大 750 万円)  
大企業 3分の2 (最大 666 万 6,000 円)

### ⑥募集期間

令和2年3月23日 (月) ～ 令和2年4月28日 (火) (午後5時必着)

### ⑦お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 ロボット産業推進室

Tel: 024-521-8568 Fax: 024-521-7932

E-mail: [robot@pref.fukushima.lg.jp](mailto:robot@pref.fukushima.lg.jp)

URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021f/r2robotkiban.html>

※詳しくは、上記「福島県 ロボット産業推進室」のホームページをご覧ください。

## 補助制度

# 16. 福島県ロボット関連技術実証等支援助成金

### ①制度概要

ロボット関連産業の集積に向け、県内企業の技術力の強化を図るため、県内企業が福島ロボットテストフィールドを使用して行う実証試験、性能評価試験、操縦訓練等に要する経費の一部を助成します。

### ②助成対象者(※詳細条件があります)

福島県内に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点が所在する中小企業

### ③助成対象経費(※詳細条件があります)

福島ロボットテストフィールドを使用して行うロボットの実証試験、性能評価試験、操縦訓練等

### ④助成額(率)

助成対象経費から申請あたりの助成対象経費控除額(3万円)を控除した額に助成率(1/2)を乗じた額を助成します。

※同一助成事業者に対する助成額は、合計30万円までとします。

### ⑤お申し込み期間

令和2年4月1日(水)～令和3年2月28日(日)(必着)

### ⑥お問い合わせ先

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島ロボットテストフィールド 連携課

Tel: 0244-25-2476

Fax: 0244-25-2479

E-mail: robot3@fipo.or.jp

URL: <https://www.fipo.or.jp/robot>

※詳しくは、上記「福島ロボットテストフィールド」のホームページをご覧ください。

## 補助制度

# 17. 福島県産ロボット導入支援助成金

### ① 制度概要

福島県産ロボットの導入促進を図るため、福島県内で製造又は開発されたロボットについて、その導入費の一部を助成します。

### ② 対象者

県内外の法人（公共機関も含む）  
個人事業主

### ③ 対象となるロボットの要件（a,b 全ての要件を満たすこと）

- a 県内で製造又は開発されたロボット
  - b 県内で自らの事業活動のために活用することを目的として導入するロボット
- ※ 詳細はご相談ください。

### ④ 補助対象経費

- ・ 機械装置費（福島県産ロボット、附带的機器の購入に要する経費）  
※ 附带的機器にはロボットを購入するため不可欠な機器（エアコンプレッサー、コントローラー等）の購入費用を含む。  
ただし、メーカー推奨機器等、ロボットと一括購入する場合に限る。

### ⑤ 補助額(率)

- ・ 助成額の上限 1,500 万円（1 機種当たりの合計又は 1 件当たりにつき）
- ・ 補助率 2 分の 1 以内

### ⑥ お申し込み期間

令和 2 年 4 月 13 日（月）～ 令和 2 年 12 月 18 日（金）（必着）

※ 予算上限に達した場合、募集期間内であっても申請を締め切る場合があります。  
その際は、ホームページ等で公表します。

### ⑦ お問い合わせ先

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構  
福島ロボットテストフィールド 技術課

Tel: 0244-25-2474 Fax: 0244-25-2479

E-mail: robot2@fipo.or.jp

URL: <https://www.fipo.or.jp/robot/news/post-602>

※ 詳しくは、上記「福島ロボットテストフィールド」のホームページをご覧ください。

## 補助制度

# 18. 航空宇宙関連産業集積推進補助金

### ① 制度概要

県内企業の航空宇宙関連産業への新規参入及び取引拡大を支援するため、認証取得に係る経費及び国際展示会出展経費等に対し、補助金を交付します。

### ② 対象者

補助対象事業に取り組む県内企業（地域未来投資促進法に基づく事業計画の承認が必要）※「県内企業」とは、福島県内に企業活動の拠点を有する製造業者とする。

### ③ 対象事業

- 1 認証取得
  - ① J I S Q9100
  - ② N a d c a p
  - ③ 認証取得に向けた研究活動
- 2 取引拡大  
航空宇宙関連産業における取引拡大や技術力工場に向けた取組み
- 3 人材育成  
本県の航空宇宙関連産業の中核を担う人材育成のための取組み

### ④ 支援内容

- 1 認証取得
  - ① J I S Q9100（補助率 1/2、限度額 100 万円）  
申請料、審査料、認証料（初回登録料）、その他知事が必要と認める経費
  - ② N a d c a p（補助率 1/2、限度額 300 万円）  
申請料、審査料、認証料（初回登録料）等、その他知事が必要と認める経費
  - ③ 認証取得に向けた研究活動（補助率 1/2、限度額 50 万円）  
知事が必要と認める経費
- 2 取引拡大
  - ① 国際展示会出展費用、一貫生産に向けた企業間連携による試作品等作成に関する経費、その他知事が必要と認める経費（補助率 1/2、限度額 100 万円）
  - ② 航空宇宙関連産業における取引拡大に向けた機械設備導入（補助率 1/2、限度額 1,000 万円）
  - ③ 技術力向上等のためコンサルタントとの契約に係る経費（補助率 1/2、限度額 500 万円）
- 3 人材育成（補助率 1/2、限度額 50 万円）  
県外で行われる当該産業のセミナー受講料で、知事が必要と認めたもの。  
※イノベーション・コースト構想に係るものは補助率 2/3 の場合となる場合あり。

### ⑤ お申し込み期間

未定（決まり次第、企業立地課ホームページでお知らせします。）

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 企業立地課

Tel:024-521-7280

Fax:024-521-7935

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [investment@pref.fukushima.lg.jp](mailto:investment@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「企業立地課」のページをご覧ください。

## 補助制度

# 19. 働きやすい職場環境づくり推進助成金

### ① 制度概要

企業における働きやすい職場環境づくりを推進するため、福島県次世代育成支援企業認証を取得している企業に対し、助成金を交付します。

### ② 対象者

- ① 働きやすい職場環境づくり事業  
「働く女性応援」中小企業認証、「仕事と生活の調和」推進企業認証のいずれかを取得している企業。
- ② 人材育成事業  
「働く女性応援」中小企業認証を取得している企業。
- ③ 社内の労働環境整備事業  
「働く女性応援」中小企業認証を取得しており、認証要件を3つ以上該当している企業。

### ③ 対象事業(補助対象経費)

- ① 働きやすい職場環境づくり事業  
働きやすい職場環境づくり検討委員会の設置・運営、就業規則の策定・改定、従業員のニーズや実態把握のための調査等、働きやすい職場環境づくりのための経費。
- ② 人材育成事業  
人材育成のための研修実施経費（育児・介護休業中の従業員のための研修等）、外部の研修会等への参加費、ワーク・ライフ・バランスに関するコンサルタント派遣等に係る経費
- ③ 社内の労働環境整備事業  
社内の労働環境整備（休憩室の整備、事業所内託児所の設置、在宅勤務などに対応するためのシステム構築及び機器等の整備等）に係る経費。

### ④ 支援内容

<補助率>

助成対象経費の10分の8以内

<補助限度額>

限度額 50万円

※社内の労働環境整備事業においては、上限を100万円とします。

※申請は各助成事業につき1回限りとします。

### ⑤ お申し込み期間

年4回（第1期：4月、第2期：7月、第3期：10月、第4期：1月）

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 雇用労政課

Tel: 024-521-7289

Fax: 024-521-7931

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/wlb-joseikin.html>

E-mail: [koyourousei@pref.fukushima.lg.jp](mailto:koyourousei@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「雇用労政課」のページをご覧ください。

## 補助制度

# 20. 働き方改革支援事業各種奨励金

### ① 制度概要

男性の仕事を優先するライフスタイルの見直しを進め、男性にも育児への参加を促進している企業や、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進により、仕事と生活の調和がとれた働きやすい職場環境づくりに取り組む企業に対し、奨励金を交付します。

### ② 対象者

福島県次世代育成支援企業認証を得た企業又は認証を得る予定の企業

### ③ 対象要件

- ① 男性の育児休業の取得促進  
7日以上取得し原職等に復職していること。
- ② 所定外労働の削減  
取組期間（3か月間）における平均所定外労働時間数を過去2年間の同時期と比較して15時間以上削減させること。
- ③ 年次有給休暇の取得促進  
取組期間（3か月間）における年次有給休暇の平均取得日数を過去2年間の同時期と比較して3日以上増加させること。
- ④ 選択項目 詳しくはホームページをご覧ください。

### ④ 支援内容

<交付額>（1社当たり）

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| ① 男性の育児休業の取得促進        | 10万円 |
| ② 所定外労働の削減            | 20万円 |
| ③ 年次有給休暇の取得促進         | 20万円 |
| ④ ②及び③と選択項目を同時に達成した場合 | 70万円 |

### ⑤ お申し込み期間

随時募集中

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 雇用労政課

Tel: 024-521-7289

Fax: 024-521-7931

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/shourei.html>

E-mail: [koyourousei@pref.fukushima.lg.jp](mailto:koyourousei@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「雇用労政課」のページをご覧ください。



## 補助制度

# 21. 企業内子育て支援施設整備事業費補助金

### ① 制度概要

企業が従業員の子どもの預かる子育て支援施設を整備することにより、安心して働き続けることができる環境を実現し、男女が共に働きやすい職場づくりを推進することを目的として、企業内保育所等を整備する企業に対して整備費を補助します。

### ② 対象者

- 1 企業内保育所整備事業
  - 1型 内閣府が実施する企業主導型保育事業費整備補助金実施要綱第5の6に基づく企業主導型保育事業助成要領（以下「助成要領」という。）第2の4による助成の決定を受けた者
  - 2型 単独で新たに企業内保育所を整備する者、または複数の企業等が合同で新たに企業内保育所を整備する場合の代表者
- 2 企業内キッズスペース整備事業  
新たに企業内キッズスペースを整備する者

### ③ 対象事業(補助対象経費)

- 1 企業内保育所整備事業
  - 1型 助成要領別表2に定める補助対象経費に含まれない経費のうちアからウの合算額
    - ア 保育を実施する上で必要となる備品購入費(1件1万円以上(税抜))
    - イ 防犯上必要となるフェンス、園庭、屋外遊具等の整備工事
    - ウ その他企業主導型保育事業を実施する上で必要な工事等として知事が認める経費
  - 2型 新たに企業内保育所を整備するために必要な施設の改修、修繕などの工事費、保育を実施する上で必要となる備品購入費(1件1万円以上(税抜))及びその他知事が必要と認める経費
- 2 企業内キッズスペース整備事業  
新たに企業内キッズスペースを整備するために必要な施設の改修、修繕などの工事費、運営上で必要となる備品購入費(1件1万円以上(税抜))及びその他知事が必要と認める経費

### ④ 支援内容

<交付額>

- 1 企業内保育所整備事業
  - 1型 ア 常時雇用する労働者数が300人以下の企業  
対象経費の4分の3以内(上限15,000千円)
  - イ 常時雇用する労働者数が301人以上の企業  
対象経費の2分の1以内(上限10,000千円)
  - 2型 ア 利用定員6名以上のもの 対象経費の4分の3以内(上限3,750千円)
- 2 企業内キッズスペース整備事業  
対象経費の4分の3以内(上限2,000千円)

## ⑤ お申し込み期間

随時募集中

## ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 雇用労政課

Tel: 024-521-7289

Fax: 024-521-7931

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/kigyounaihoikusho.html>

E-mail: [koyourousei@pref.fukushima.lg.jp](mailto:koyourousei@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「雇用労政課」のページをご覧ください。

## 補助制度

# 22. ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業

## (一般枠・商店街枠)

### ①制度概要

小規模企業者や商店街等の創意工夫ある取組に対し、地域に密着した商工団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会）が、計画づくりから事業実施後のフォローアップまで一体的な支援を行うとともに、取組に必要な経費の一部を補助します。

### ②対象者

(一般枠) 小規模企業者等

- ・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合同会社等）
- ・個人事業主 ・事業協同組合 等

※複数の小規模企業者等が共同で事業に取り組む場合も対象になります。

(商店街枠) 商店街組織等

- ・商店街振興組合、商店街振興組合連合会などの商店街組織
- ・事業協同組合等において組織された商店街組織
- ・商店街等の任意による商店街組織
- ・商店街等の活性化を目的とした小規模企業者のグループ

### ③要件

(一般枠) 県内の小規模企業者等が行う以下の取組

- ・円滑な事業承継
- ・創業から3年以内の経営安定化
- ・販路開拓及び生産性向上
- ・地域コミュニティの向上

(商店街枠) 商店街組織等が行う、①商店街機能の維持や高度化に向けた取組

②買物困難者支援に向けた取組

### ④支援内容

(一般枠) 補助率 補助対象経費の2/3以内

補助上限額 30万円

※複数の小規模企業者等が共同で事業に取り組む場合は100万円

(商店街枠) 補助率 補助対象経費の2/3以内

補助上限額 ①商店街機能の維持や高度化に向けた取組 100万円

②買物困難者支援に向けた取組 150万円

### ⑤お申し込み期間

調整中（決まり次第、ホームページでお知らせします。）

### ⑥お申し込み・お問い合わせ先

《お問い合わせ先：補助金事務局》

○福島県商工会連合会 TEL 024-525-3411

〒960-8053 福島県福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま9階

○福島県商工会議所連合会 TEL 024-536-5511

〒960-8053 福島県福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま8階

○福島県中小企業団体中央会 TEL 024-536-1261

〒960-8053 福島県福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま10階

《お問い合わせ先：福島県庁》

経営金融課（一般枠） TEL 024-521-7288 Fax 024-521-7931

(URL) <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/>

商業まちづくり課（商店街枠） TEL 024-521-7299 Fax 024-521-8886

(URL) <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021d/>

## 補助制度

# 23.女性・若者向け創業補助金

### ① 制度概要

豊かな感性を持つ女性や、福島県の将来を支える若者の起業を支援し、持続的な経済活動を創出することを目的として、新たに創業する者の事業計画を募集し、優秀な事業計画を提出した者に対して補助を行います。

### ② 対象事業者

以下1～4の要件をすべて満たす事業を計画する者であること

- 1 福島県内に住み、または補助事業完了日（令和3年2月中旬予定）までに福島県内に移住する女性又は若者（昭和55年4月1日以降に生まれた者）が、令和2年4月1日以降に福島県内で新たに創業する事業。
- 2 新たなビジネスプランの開発や独創的な事業展開を行うことで、需要や雇用を創出する事業。
- 3 補助金の交付完了後も持続的に事業を営むことが可能であり、地域経済の活性化に資する事業。
- 4 令和2年4月1日から補助事業完了日（令和3年2月中旬予定）までの間に応募者本人が中小企業、特定非営利活動法人その他の法人の設立又は個人開業を行い、自ら主体となって営む事業。

### ③ 補助事業の内容等

<補助対象経費>

管理費： 人件費（従業員等の給与、社会保険料等）、通信運搬費（電話代等）、使用料及び賃借料（機器等リース料、店舗等の賃借料）、光熱水費、研修費

設備投資費： 物品購入費（備品、消耗品等）、修繕費（店舗等の修繕費）

販路開拓費： 講師の謝金、旅費・交通費（講師の旅費、出張に係る交通費）、印刷製本費（宣伝チラシ等印刷費）、広報費（販路開拓に係る広告宣伝費）、委託費

<補助率> 補助対象経費の 2 / 3 以内

<補助額> 100万円以内

### ④ その他

採択者には、9月から2月にかけて起業支援のノウハウを持つ起業サポーターが月1回程度訪問し、事業のブラッシュアップ等を支援します。

### ⑤ お申し込み期間

令和2年6月中旬～7月下旬を予定しております。

（決定次第、産業創出課及び下記お問い合わせ先ホームページでお知らせします。）

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 産業創出課

Tel: 024-521-7283

Fax: 024-521-7932

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [business@pref.fukushima.lg.jp](mailto:business@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「産業創出課」のページをご覧ください。

## 補助制度

# 24. 地域課題解決型起業支援事業補助金

### ① 制度概要

福島県が抱える課題に対し、「社会性」「事業性」「必要性」の観点を持って取り組む社会的起業家の起業を支援し、持続的な経済活動を創出することで、地域の諸課題の解決を通じた地方創生を実現することを目的に、新たに創業する者の事業計画を募集し、優秀な事業計画を提出した者に対して補助を行います。

### ② 対象事業者

以下1～4の要件をすべて満たす事業を計画する者であること

- 1 福島県内に住み、または補助事業完了日（令和3年2月中旬予定）までに福島県内に移住する社会的起業家が、公募開始日以降に次の事業分野により、福島県内で新たに創業する事業。

地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連等

- 2 地域社会が抱える課題解決に資し、当該地域において必要性が認められる事業の展開を行うことで、需要や雇用を創出する事業。
- 3 補助金の交付完了後も持続的に事業を営むことが可能であり、地域経済の活性化に資する事業であること。
- 4 公募開始日から補助事業完了日（令和3年2月中旬予定）までの間に応募者本人が中小企業、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人その他の法人の設立又は個人開業を行い、自ら主体となって営む事業。

### ③ 補助事業の内容等

#### <補助対象経費>

管理費： 人件費、通信運搬費、使用料及び賃借料、光熱水費、研修費等

設備投資費： 物品購入費、修繕費等

販路開拓費： 謝金、旅費・交通費、印刷製本費、広報費、委託費等

<補助率> 補助対象経費の 1 / 2 以内

<補助額> 200万円以内

### ④ その他

採択者には、9月から2月にかけて起業支援のノウハウを持つ起業サポーターが月1、2回程度訪問し、事業のブラッシュアップ等を支援します。

### ⑤ お申し込み期間

令和2年6月中旬～7月下旬を予定しております。

(決定次第、産業創出課及び下記お問い合わせ先ホームページでお知らせします。)

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 産業創出課

Tel: 024-521-7283

Fax: 024-521-7932

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [business@pref.fukushima.lg.jp](mailto:business@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「産業創出課」のページをご覧ください。

## 補助制度

### 25. 先端ICT関連産業集積推進事業

県内におけるICT関連産業の集積を通じ、産業基盤の強化、雇用の創出及び交流人口の拡大を図るため、県内に事業所等を設置するICT企業等のうち、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者に対し、事業所設置に係る運営費や初期費用に対する補助及び、企業と大学等との共同研究・開発費に対し補助を行います。

#### (1) ICTオフィス立地促進事業費補助金

	<運営費補助>	<初期費用補助>
①補助対象地域	県内全域	
②補助対象者・補助対象事業	県内に事業所等を新設するICT企業等 ※地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者  ・ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業の用に供される施設 ・インターネット附随サービス業 ・映像情報制作・配給業（映画・ビデオ・テレビ・アニメ制作など）、音声情報制作業、出版業、広告制作業を営む者がデジタルコンテンツを制作する施設	
③補助対象経費	・通信費、地代・家賃、賃借料	・設備費（入居する事務所に入室する際のセキュリティー設備費等） ・備品購入費（入居する事務所内で使用する備品、執務室内の改装費を含む。）
④補助額	補助対象経費の1/2以内 上限100万円 最大3年間補助	補助対象経費の1/2以内 上限300万円、1回限り ※31年度から、本社機能（研究・総務・経理部門）移転の場合は、初期費用の上限を500万円に増額

#### (2) 先端ICT技術開発・先進モデル創出事業補助金

- 補助対象：企業（地域経済牽引事業者）と大学等との共同研究開発費補助
- 補助上限：5,000千円、補助率2/3（予算額20,000千円）

##### ○ お申し込み期間（共通）

令和2年4月1日から（予算が無くなり次第終了）

##### ○ お申し込み・お問い合わせ先（共通）

福島県庁 企業立地課

Tel:024-521-7916 Fax:024-521-7935

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [investment@pref.fukushima.lg.jp](mailto:investment@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「企業立地課」のページをご覧ください。

## 補助制度

# 26. チャレンジふくしま中小企業等上場支援事業

### ① 制度概要

安定した雇用の場の確保・創出する施策の一環として、県内の株式上場企業を増加させることを目的に、株式上場を目指す県内の企業に対して、上場申請に向けた必要経費の一部を補助します。

### ② 対象者

日本国内の金融商品取引所での株式上場を目指す企業であって、県内に本店又は本社を置く者。

- ※ 県税に未納がある者は対象となりません。
- ※ 暴力団等と関係を有する者は対象となりません。
- ※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業をしている者は対象となりません。

### ③ 対象事業

補助金交付申請年度における、上場に向けた準備経費で、監査法人、公認会計士、証券会社、株式事務代行機関、IR コンサルティング会社又はコンサルティング会社等との契約締結に基づくもの。

### ④ 支援内容

#### <補助対象経費>

- 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に直接必要となる次の経費とします。
- ・ 監査法人又は公認会計士に対して支払う経費（ショートレビューの実施、各種改善に関する助言、会計監査）。
  - ・ 証券会社に対して支払う経費（改善提案、引受審査）。
  - ・ 株式事務代行機関、IR コンサルティング会社又はコンサルティング会社等に対して支払う経費（株式事務の代行、企業情報の発信、各種改善に関する助言等）。
  - ・ その他知事が必要と認める経費。
- ※ 消費税及び地方消費税は補助対象となりません。

#### <補助限度額>

補助対象経費の1/2以内（補助上限500万円。ただし、予算の範囲内）

### ⑤ お申し込み期間

未定（決まり次第、商工総務課ホームページでお知らせします。）

### ⑥ 申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 商工総務課

Tel: 024-521-7270

Fax: 024-521-7930

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [syokosomu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:syokosomu@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「商工総務課」のページをご覧ください。

## 補助制度

# 27. 特許等調査・出願経費助成事業

### ① 制度概要

県内中小企業者による研究開発が進展するなか、他社や市場の動向等を把握しながら戦略性を持って研究開発を行い、効率的かつ早期に成果に結びつけることができるよう、特許等の調査費用に加え、出願に関する代理人費用の一部を助成する。

### ② 助成対象者(※詳細条件があります)

福島県内に本社、研究開発拠点、生産拠点等が所在する中小企業者

### ③ 支援内容

(1) 助成内容、助成額

補助率・・・・・・・・・・1/2

助成対象経費上限・・・総額800千円

※但し、以下の対象経費区分毎の上限を超えないこと。

(2) 対象経費と補助率		※上限値
調査費用	<b>特許等の調査に係る費用</b> 実施可否調査、先行技術調査、特許性調査など	助成対象経費 上限:500千円
出願関係費用	<b>出願に関する代理人費用</b> 明細書・図面等作成費用、納付手数料など <b>出願手続きに係る費用(印紙代等)</b> 出願に係る費用以外(審査請求料、特許料、登録料等)は対象としない。 <b>その他理事長が特に必要と認める費用</b>	助成対象経費 上限:300千円

(2) 助成対象事業期間

交付決定の日から当該年度の2月末日まで

### ④ 申し込み期間

未定(決定次第、下記お問い合わせ先ホームページでお知らせします。)

### ⑤ お申し込み・お問い合わせ先

(公財) 福島県産業振興センター技術支援部【テクノ・コム】

〒963-0215 福島県郡山市待池台1丁目12番(福島県ハイテクプラザ内)

Tel: 024-959-1929

Fax: 024-959-1889

URL: <http://fukushima-techno.com/post/> E-mail: [f-tech@f-open.or.jp](mailto:f-tech@f-open.or.jp)

※詳しくは、上記ホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。



## 補助制度

# 28. 特許料等の特例及び国際出願に係る手数料の特例

### ① 制度概要

福島イノベーション・コースト構想の重点分野において、福島復興再生特別措置法の認定重点推進計画で定める区域の中小企業者等が新技術の開発に関する試験研究等を進める事業について、対象期間内に出願する新たな特許に係る国内特許の特許料等や国際出願に係る手数料等が1/4となる措置。

### ② 助成対象者(※詳細条件があります)

福島イノベーション・コースト構想の重点分野となる、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連及び航空宇宙の各分野に係る事業を実施するとともに、以下のいずれかに該当する中小企業者

- ・「福島国際研究産業都市区域(※福島県浜通り地域等15市町村)」に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業
- ・「福島国際研究産業都市区域(※福島県浜通り地域等15市町村)」の企業、国立研究開発法人、公設試験研究機関、高等教育機関と連携する日本国内の企業

### ③ 支援内容

<国内出願>

出願審査請求料、特許料(1~10年) : 1/4に軽減

<国際出願>

送付手数料・調査手数料、予備審査手数料 : 1/4に軽減

国際出願手数料、取扱手数料 : 納付金額の3/4相当額を交付

※国際出願に係る手数料の場合、日本の特許庁に日本語で国際出願をする場合に対象となる。

### ④ 申し込み期間

認定重点推進計画の期間の終了の日(2021年3月31日)から起算して2年以内に出願されたもの

### ⑤ お申し込み・お問い合わせ先

(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構

コーポレート部門産業集積部 産業連携支援課

〒960-8043 福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階

Tel: 024-581-6890

Fax: 024-581-6898

URL: <https://www.fipo.or.jp/recruitment/798> E-mail: [sangyou-syuuseki@fipo.or.jp](mailto:sangyou-syuuseki@fipo.or.jp)

※詳しくは、上記ホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

※重点推進計画は変更の認定申請中(R2.4.24現在)であり、上記の重点分野は変更後のものとなります。

## 補助制度

# 29. ふくしま産業応援ファンド事業

### ① 制度概要

県内中小企業者の新製品・新技術及びその構想について、市場調査、事業可能性調査及び開発に必要となる経費の一部を助成する

### ② 助成対象者(※詳細条件があります)

福島県内に本社、研究開発拠点、生産拠点等が所在する中小企業者

### ③ 支援内容

#### (1) 助成対象事業

##### (ア) 事業可能性等調査事業

新製品や新技術及びその構想に関する事業可能性の調査など、開発等に必要  
な事前調査事業

##### (イ) 技術開発事業

新たな技術やデザインの開発並びに既存技術を活用した新製品・新技術の開  
発、試作品の開発・改良など、事業化に向け必要な開発等事業

#### (2) 助成金限度額及び助成対象事業期間

事業区分	助成率	助成限度額	助成対象事業期間
(ア) 事業可能性等調査事業	2分の1 以内	1,000千円	交付決定の日から当該年度 の1月末日まで
(イ) 技術開発事業		3,000千円	

### ④ お申し込み期間

令和2年度一次募集は終了しました。

(二次募集がある場合は、下記お問い合わせ先ホームページでお知らせします。)

### ⑤ お申し込み・お問い合わせ先

(公財) 福島県産業振興センター技術支援部【テクノ・コム】

〒963-0215 福島県郡山市待池台1丁目12番(福島県ハイテクプラザ内)

Tel: 024-959-1929

Fax: 024-959-1889

URL: <http://fukushima-techno.com/post/> E-mail: [f-tech@f-open.or.jp](mailto:f-tech@f-open.or.jp)

※詳しくは、上記ホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

# 30. 戦略的知的財産一貫支援事業

### ① 制度概要

保有する技術の活用または新たな開発を検討している中小企業者に対して、県が委託する弁理士事務所が知的財産のエキスパートとして参画し、開発方針に基づき、開発構想、開発、事業化の各段階における課題と解決策の提示、権利化、ライセンス契約などの活用面を含めた知的財産戦略を支援する。

### ② 助成対象者(※詳細条件があります)

福島県内に本社、研究開発拠点、生産拠点等が所在する中小企業者

### ③ 支援内容

製品・技術の研究開発が進む中で創出される製品や技術の特徴について、権利化するかノウハウとして秘匿化するか（オープン・クローズ戦略）の判断、知的財産の権利化に向けた特許等出願の代理業務、海外との業務提携やライセンス供与における各種契約等について、弁護士（外国弁護士を含む）・弁理士が包括的に助言・支援します。

知的財産を円滑に活用できるよう知的財産の管理システムの構築や先行技術調査による研究の重複や他者権利侵害の回避、さらに事業化段階においては、模倣防止やライセンス契約、ノウハウ等営業秘密に関する管理への助言を行うなど、開発構想から事業化段階に至るまで一貫した知的財産権活用に関する支援をします。

### ④ お申し込み期間

未定（決定次第、下記お問い合わせ先ホームページでお知らせします。）

### ⑤ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 産業創出課

Tel:024-521-7283

Fax:024-521-7932

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [business@pref.fukushima.lg.jp](mailto:business@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「産業創出課」のページをご覧ください。

## 補助制度

# 31. TPP販路拡大支援事業

## ～TPP協定交渉参加国における商談会等出展経費の補助～

### ① 制度概要

TPP 協定交渉参加国への販路拡大等の支援を目的として、工業製品関連の商談会等へ出展する中小企業者に対して経費の一部を補助します。

### ② 対象者(①～③の全てに該当する必要があります)

- ① 製造業を営む者（ただし食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業を除く）
- ② 県内に事務所又は事業所を有する者
- ③ 県税に未納がない者

### ④ 対象事業

日本を除く、TPP 協定交渉参加国（オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナム）で開催される商談会等。なお、2020年3月末日までに事業が完了するものに限ります。

【参考】海外での見本市・展示会情報について、JETRO のホームページにて紹介しております。

<https://www.jetro.go.jp/j-messe/>

### ④ 支援内容

〈補助対象経費〉

- ① 出展料（小間代、又は小間代を含む基本装飾パッケージ料金）
- ② 通訳雇用費
- ③ 出品物の輸送費（販売商品は対象外）

〈補助限度額〉

最大30万円（予算の範囲内とします）※1社当たり、1回限り

### ⑤ お申し込み期間

調整中（決まり次第、商工総務課ホームページでお知らせします。）

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 商工総務課

Tel: 024-521-7270

Fax: 024-521-7930

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [syokosomu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:syokosomu@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「商工総務課」のページをご覧ください。

## 補助制度

# 32. 海外販路開拓支援助成事業

## (1) 海外商談等活動

### ～海外における商談、販売促進活動経費の助成～

#### ① 制度概要

海外における県産品の商談や販売促進活動、あるいは、新たな市場への販路開拓に取り組む会員に対して、その経費の一部を助成することにより今後の貿易振興を図る。

#### ② 対象者

福島県貿易促進協議会の企業会員又は個人会員であること。  
※入会をご希望の方は、下記へお問い合わせください。

#### ③ 要件

海外において県産品の商談、見本市・展示会等への参加、店舗等において販売促進活動を行うこと。

#### ④ 支援内容

<助成対象経費>

- ・ 航空運賃
- ・ 現地交通費
- ・ 現地宿泊費
- ・ 通訳雇用費
- ・ その他必要と認める経費（但し、出品物運送料は除く）

<助成額>

助成対象経費の 10/10 以内（上限 7.5 万円） ※ 1 会員、年度中 1 回限り

#### ⑤ お申し込み期間

令和 3 年 2 月 28 日まで（応募状況により早期に終了する場合があります。）

#### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県貿易促進協議会事務局（福島県庁 県産品振興戦略課内）

Tel: 024-521-7326 Fax: 024-521-7888

E-mail: trade@pref.fukushima.lg.jp

URL: <http://www.f-bsk.com/>

※詳しくは、上記福島県貿易促進協議会ホームページの

「お知らせ」－「2020 年度 助成金のご案内（※）」をご覧ください。

（※）ホームページへの掲載は総会后となります。

## 補助制度

# 32.海外販路開拓支援助成事業

## (2) 展示会・見本市等出展

### ～輸出に取り組むため、展示会・見本市等に出展する費用を助成～

#### ①制度概要

海外における県産品の商談や販売促進活動、あるいは、新たな市場への販路開拓に取り組む会員に対して、その経費の一部を助成することにより今後の貿易振興を図る。

#### ②対象者

福島県貿易促進協議会の企業会員又は個人会員であること。

※入会をご希望の方は、下記へお問い合わせください。

#### ③要件

国内外で開催される展示会・見本市等に出展し、輸出促進活動を行うこと。(ただし、輸出実績のない事業者であるか、または輸出先として取引実績のない国・地域で開催される展示会・見本市等に出展する場合に限る)

#### ④支援内容

<助成対象経費>

- ・展示会・見本市等出展料
- ・資材費・資材作成経費

<助成額>

助成対象経費の 10/10 以内 (上限 5 万円) ※ 1 会員、年度中 1 回限り

#### ⑥お申し込み期間

令和 3 年 2 月 28 日まで (応募状況により早期に終了する場合があります。)

#### ⑦お申し込み・お問い合わせ先

福島県貿易促進協議会事務局 (福島県庁 県産品振興戦略課内)

Tel: 024-521-7326 Fax: 024-521-7888

E-mail: trade@pref.fukushima.lg.jp

URL: <http://www.f-bsk.com/>

※詳しくは、上記福島県貿易促進協議会ホームページの

「お知らせ」－「2020 年度 助成金のご案内 (※)」をご覧ください。

(※) ホームページへの掲載は総会后となります。

## 補助制度

# 32.海外販路開拓支援助成事業

## (3)認証取得・法規制等対応

### ～認証・認定等の取得、新たな国・地域の法規制等への対応経費の助成～

#### ① 制度概要

海外における県産品の商談や販売促進活動、あるいは、新たな市場への販路開拓に取り組む会員に対して、その経費の一部を助成することにより今後の貿易振興を図る。

#### ②対象者

福島県貿易促進協議会の企業会員又は個人会員であること。

※入会をご希望の方は、下記へお問い合わせください。

#### ③対象事業

- 1 ハラル、コーシャ、HACCP等の認証・認定等取得
- 2 新たな輸出先となる国・地域の法規制等への対応

#### ④支援内容

<助成対象経費>

- 1 ハラル、コーシャ、HACCP等の認証・認定等取得に関する費用  
認証・認定取得のための認証・認定料、従業員研修等の費用、審査費用、申請書類等の作成費用、更新費用（ただし、新規取得後、最初の更新に限る。）
- 2 新たな輸出先となる国・地域の法規制等への対応に関する費用  
・輸入事前登録制度等への対応のための費用（登録・手数料、自社資料翻訳料）  
・食品添加物規制、栄養成分表示義務等への対応のための費用（検査・証明書発行手数料、証明書発行手数料、ラベル作成費用）

<助成額>

助成対象経費の 10/10 以内 （上限 10 万円）

※1 事業 1 回限り      ※1 会員、年度中 1 回限り

#### ⑤お申し込み期間

令和 2 年 12 月 28 日まで（応募状況により早期に終了する場合があります。）

#### ⑥お申し込み・お問い合わせ先

福島県貿易促進協議会事務局（福島県庁 県産品振興戦略課内）

Tel: 024-521-7326 Fax: 024-521-7888

E-mail: [trade@pref.fukushima.lg.jp](mailto:trade@pref.fukushima.lg.jp) URL: <http://www.f-bsk.com/>

※詳しくは、上記福島県貿易促進協議会ホームページの

「お知らせ」－「2020 年度 助成金のご案内（※）」をご覧ください。

（※）ホームページへの掲載は総会后となります。

## 補助制度

### 33. ふくしま県産品再生支援事業

#### (ふくしま商品開発・販路開拓支援事業)

#### (1)国内

#### ～商品開発・販路開拓・情報発信等の経費への補助～

##### ①制度概要

東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた県産品の振興を図るため、商品開発及び販路開拓・拡大など、県産品の振興に資すると認められる事業に要する経費の一部を補助します。

##### ②対象者

福島県内に本拠を置く、県指定伝統工芸品、繊維・木工・クラフト製品の事業者および団体・組合・市町村。

##### ③要件

国内での商品開発・販路開拓・情報発信等、県産品の振興に資すると認められる事業。

##### ④支援内容

<助成対象経費>

- ・旅費
- ・報償費
- ・需用費
- ・役務費
- ・委託料
- ・使用料及び賃借料
- ・負担金

<助成額>

補助対象経費の 10/10 以内の額（補助限度額は 500 千円とする）。

##### ⑤お申し込み期間

令和 2 年 5 月 15 日まで（書類必着）

※申請書類は県産品振興戦略課のHPからダウンロードしてください。

##### ⑥お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 県産品振興戦略課

Tel: 024-521-7296 Fax: 024-521-7888

E-mail: trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp

URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/>

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「県産品振興戦略課」のページをご覧ください。



## 補助制度

### 33. ふくしま県産品再生支援事業

#### (ふくしま商品開発・販路開拓支援事業)

#### (2)海外

#### ～海外での販路開拓・情報発信等の経費への補助～

##### ①制度概要

東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた県産品の振興を図るため、海外での販路開拓・情報発信等、県産品の振興に資すると認められる事業に要する経費の一部を補助します。

##### ②対象者

福島県内に本拠を置く、県指定伝統工芸品、繊維・木工・クラフト製品の事業者および団体・組合・市町村。

##### ③要件

海外での販路開拓・情報発信等、海外における県産品の振興に資すると認められる事業。

##### ④支援内容

<助成対象経費>

- ・旅費
- ・報償費
- ・需用費
- ・役務費
- ・委託料
- ・使用料及び賃借料
- ・負担金

<助成額>

補助対象経費の2/3以内の額（補助限度額は1,000千円とする）。

##### ⑤お申し込み期間

令和2年5月15日まで（書類必着）

※申請書類は県産品振興戦略課のHPからダウンロードしてください。

##### ⑥お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 県産品振興戦略課

Tel: 024-521-7296 Fax: 024-521-7888

E-mail: trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp

URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/>

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「県産品振興戦略課」のページをご覧ください。

## 資金繰り支援

# 34. 福島県中小企業制度資金「ふくしま復興特別資金」

### ① 制度概要

東日本大震災及び原子力災害により事業活動に影響を受けた県内中小企業の皆様に支援する融資制度で、国の東日本大震災復興緊急保証等を活用しています。

### ② 対象者（「1」、「2」いずれかに該当する中小企業者）

- 1 県内に事業所を有する中小企業者で、信用保証協会の東日本大震災復興緊急保証の要件を満たすものと認められた者（次のA～Cのいずれかを満たす者）
  - A 東日本大震災による災害（地震・津波等）により県内事業所等に損害を受けたこと。（市町村が発行する罹災証明書が必要）
  - B 原子力発電所事故による警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域が公示された時に当該区域内に事業所を有していたこと。（住所地を確認できる書類が必要）
  - C 最近3ヶ月間の売上高または販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。）が震災前の同期に比して、10%以上減少していること。ただし、震災後に事業活動に震災の影響を受けた場合は、その影響を受ける直前の同期との比較を認める。（市町村が発行する認定書が必要）
- 2 県内に事業所を有する中小企業者で、信用保証協会の災害関係特例の要件を満たすものと認められた者（市町村が発行する罹災証明書が必要）（\*）

### ③ 支援内容

- a 資金使途 運転資金、設備資金  
（上記「②対象者」の「1」の要件に該当する場合、責任共有制度を除く保証協会の保証付き既存借入金の借換・一本化が可能です。）
  - b 融資限度 8,000万円  
（上記「②対象者」の「1」、「2」両方に該当する場合、それぞれ8,000万円）
  - c 融資期間 15年以内（うち据置3年以内）（\*）
  - d 融資利率 固定 年1.5%以内
  - e 保証料率 必ず、信用保証協会の保証付きとなります。  
年0.5%（責任共有制度の対象外で100%保証されます。）
  - f 担保 審査により必要になる場合があります。
  - g 保証人 法人の場合:1名以上、個人の場合:必要により  
（どちらも、原則として第三者保証人は不要です。）
- \*上記「②対象者」の「2」に該当する方は、融資期間が10年以内（うち据置2年以内）となります。

### ④ お取り扱ひ期間

令和3年3月31日まで

### ⑤ お申し込み・お問い合わせ先

<お申し込み先>

県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

※金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご希望に添いかねる場合がありますことをご了承ください。

<お問い合わせ先>

福島県庁 経営金融課（金融担当） Tel: 024-521-7288 Fax: 024-521-7931

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp> E-mail: [keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「経営金融課」のページをご覧ください。

## 資金繰り支援

# 35.原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

## (1)県内移転先での事業継続・再開向け融資

### ① 制度概要

原子力災害の帰還困難区域等から移転を余儀なくされた中小企業等が、福島県内の移転先において事業を継続・再開し、雇用を維持するために必要な資金を無利子・無担保で融資します。

### ② 対象者

平成23年3月11日時点で、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に事業所を有し、県内の移転先において事業を継続・再開する方。

なお、原則として避難指示解除から4年後まで貸付申請が可能（平成27年3月31日以前に避難指示等が解除された区域は、2020年3月31日まで）

### ③ 支援内容

- a 資金使途 県内の移転先において、事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）
- b 融資限度 3,000万円以内
- c 融資期間 20年以内（うち据置5年以内）
- d 融資利率 無利子
- e 担保 無担保
- f 保証人 法人の場合:代表者保証、個人の場合:不要
- g 審査期間 申し込みから貸付決定まで、2週間～4週間程度
- h 繰上償還 随時可・手数料無料

### ④ お取り扱い期間

お取り扱い中

### ⑤ お申し込み・お問い合わせ先

<お申し込み先>

(公財)福島県産業振興センター・県内の各商工会議所・各商工会

※審査により決定されますので、ご希望に添いかねる場合がありますことを御了承ください。

<お問い合わせ先>

(公財)福島県産業振興センター 企業支援部 原発災害対策特別融資チーム

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま6階

Tel: 024-525-4019

Fax: 024-525-4079

E-mail: soumu@f-open.or.jp

URL: <http://www.utsukushima.net>

※詳しくは、上記ホームページの「災害関連支援制度」をご覧ください。

## 35.原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

### (2)避難解除区域等での事業継続・再開向け融資

#### ① 制度概要

避難指示区域及び避難指示が解除された区域に事業所を有する中小企業者等が、当該区域において事業を継続・再開し、雇用を維持するために必要な資金を無利子・無担保で融資します。

#### ② 対象者

平成 23 年 3 月 11 日時点で、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点、旧屋内退避区域及び旧緊急時避難準備区域に事業所を有し、当該区域内において事業を継続・再開する方。

なお、原則として避難指示解除から 4 年後まで貸付申請が可能（平成 27 年 3 月 31 日以前に避難指示等が解除された区域は、2020 年 3 月 31 日まで）

#### ③ 支援内容

- a 資金使途 避難指示が解除された区域又は避難指示解除準備区域等で事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）
- b 融資限度 3,000 万円以内
- c 融資期間 20 年以内（うち据置 5 年以内）
- d 融資利率 無利子
- e 担保 無担保
- f 保証人 法人の場合:代表者保証、個人の場合:不要
- g 審査期間 申し込みから貸付決定まで、2 週間～4 週間程度
- h 繰上償還 随時可・手数料無料

#### ④ お取り扱い期間

お取り扱い中

#### ⑤ お申し込み・お問い合わせ先

<お申し込み先>

(公財)福島県産業振興センター・県内の各商工会議所・各商工会

※審査により決定されますので、ご希望に添いかねる場合がありますことを御了承ください。

<お問い合わせ先>

(公財)福島県産業振興センター 企業支援部 原発災害対策特別融資チーム

〒960-8053 福島市三河南町 1 番 20 号 コラッセふくしま 6 階

Tel: 024-525-4019

Fax: 024-525-4079

E-mail: soumu@f-open.or.jp

URL: <http://www.utsukushima.net>

※詳しくは、上記ホームページの「災害関連支援制度」をご覧ください。

## 資金繰り支援

### 35. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

#### (3) 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金の交付を受けて事業再開・展開等を行うための融資

##### ① 制度概要

1 2市町村において原子力災害によって被災した中小企業等が、事業の再開・展開等を行うために必要な資金を無利子・無担保で融資します。

##### ② 対象者

震災時に1 2市町村で事業を行っていた中小企業等で、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」（以下「事業再開等補助金」という。）の交付を受けて福島県内外において事業の再開・展開等を行う方

##### ③ 支援内容

- a 資金使途 「事業再開等補助金」の交付対象事業の実施に必要な資金（設備資金、新規投資や販路開拓等）
- b 融資限度 「事業再開等補助金」の「補助対象事業費＋消費税－補助決定額」で計算された額とします。  
ただし、補助対象事業費が「事業再開等補助金」の交付要綱に定める補助対象上限額を超える場合には、補助対象事業費を補助対象上限額に置き換えて計算される額とし、消費税は補助対象上限額に対応した額といたします。
- c 融資期間 20年以内（うち据置5年以内）
- d 融資利率 無利子
- e 担保 無担保
- f 保証人 法人の場合:代表者保証、個人の場合:不要
- g 審査期間 申し込みから貸付決定まで、約2週間～4週間程度
- h 繰上償還 随時可・手数料無料

##### ④ お取り扱い期間

お取り扱い中

##### ⑤ お申し込み・お問い合わせ先

<お申し込み先>

(公財)福島県産業振興センター・県内の各商工会議所・各商工会

※審査により決定されますので、ご希望に添いかねる場合がありますことを御了承ください。

<お問い合わせ先>

(公財)福島県産業振興センター 企業支援部 原発災害対策特別融資チーム

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま6階

Tel: 024-525-4019

Fax: 024-525-4079

E-mail: [soumu@f-open.or.jp](mailto:soumu@f-open.or.jp)

URL: <http://www.utsukushima.net>

※詳しくは、上記ホームページの「災害関連支援制度」をご覧ください。

## 資金繰り支援

# 36.被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金

### ① 制度概要

東日本大震災により被害を受けた中小企業者等が施設・設備の整備を行う場合に、(公財)福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の融資を行います。

### ② 対象者 (A~D いずれかに該当すること)

- A 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」(P. 2~3)の認定を受けた復興事業計画に記載されている被災中小企業者
- B 施設復旧事業を行う 商工会・県商工会連合会・商工会議所
- C 独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する 仮設工場、事業場等に入居する中小企業者
- D 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業 (商業施設等復興整備補助事業：民設商業施設整備型) の交付決定を受けた補助事業者 (被災中小企業者分に相当する範囲に限る)

### ③ 支援内容

- a 資金使途 建物、構築物又は設備(原則として資産計上されるもの)の整備資金
- b 融資期間 20年以内 (うち据置5年以内)
- c 融資利率 無利子
- d 自己負担 貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額
- e 担保 原則として貸付対象施設を担保として徴求します。  
(審査により追加担保が必要になる場合があります。)
- f 保証人 原則として、法人の場合は代表者保証、個人の場合は不要。  
(商工会議所や組合の場合には、限度額連帯保証制度による複数の連帯保証人をお願いする場合があります。)

※当貸付金を受けている事業者で、P.3「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」

④支援内容※5に該当する場合は、繰上償還の対象となることがあります。

### ④ お取り扱い期間

お取り扱い中

### ⑤ お申し込み・お問い合わせ先

(公財)福島県産業振興センター 企業支援部 資金支援課

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま6階

Tel: 024-525-4075

Fax: 024-525-4079

E-mail: setubi@f-open.or.jp

URL: <http://www.utsukushima.net>

※詳しくは、上記ホームページの「災害関連支援制度」をご覧ください。

※審査により決定されますので、ご希望に添いかねる場合がありますことを御了承ください。

## 資金繰り支援

# 37. 中小企業制度資金貸付金(豪雨災害特別資金)

### ① 制度概要

東日本大震災により被害を受けた中小企業者等が施設・設備の整備を行う場合に、(公財)福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の融資を行います。

### ② 対象者 (A~D いずれかに該当すること)

- A 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」(P. 2~3)の認定を受けた復興事業計画に記載されている被災中小企業者
- B 施設復旧事業を行う商工会・県商工会連合会・商工会議所
- C 独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する仮設工場、事業場等に入居する中小企業者
- D 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復興整備補助事業：民設商業施設整備型)の交付決定を受けた補助事業者(被災中小企業者分に相当する範囲に限る)

### ③ 支援内容

- a 資金使途 建物、構築物又は設備(原則として資産計上されるもの)の整備資金
- b 融資期間 20年以内(うち据置5年以内)
- c 融資利率 無利子
- d 自己負担 貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額
- e 担保 原則として貸付対象施設を担保として徴求します。  
(審査により追加担保が必要になる場合があります。)
- f 保証人 原則として、法人の場合は代表者保証、個人の場合は不要。  
(商工会議所や組合の場合には、限度額連帯保証制度による複数の連帯保証人をお願いする場合があります。)

※当貸付金を受けている事業者で、P.3「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」

④支援内容※5に該当する場合は、繰上償還の対象となることがあります。

### ④ お取り扱い期間

お取り扱い中

### ⑤ お申し込み・お問い合わせ先

(公財)福島県産業振興センター 企業支援部 資金支援課

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま6階

Tel: 024-525-4075

Fax: 024-525-4079

E-mail: setubi@f-open.or.jp

URL: <http://www.utsukushima.net>

※詳しくは、上記ホームページの「災害関連支援制度」をご覧ください。

※審査により決定されますので、ご希望に添いかねる場合がありますことを御了承ください。

## 雇用・人材育成支援

# 38.ふくしま産業復興雇用支援助成金

～補助金・融資を受けた事業主の皆さまへ～

## (1)雇入費

### ①制度概要

被災地域である県内全域の安定的な雇用を創出するため、県指定の産業政策と一体となって被災求職者の雇入れに関する費用を助成します。

### ②対象事業所

平成23年3月11日以降に県指定の産業政策で補助金または融資を受け、設備投資等を行った事業所のうち、令和元年度に初めて申請をする事業所（特例あり）。

※被災15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯館村）に所在する事業所を除き、中小企業者に該当する事業所又はこれに準ずる事業所に限ります。

### ③要件（対象労働者）

- ① 県指定の補助金・融資を受けた後、原則として、令和2年度中に雇入れた被災求職者。
- ② 「無期雇用」又は「1年以上の有期雇用で更新可能なもの」であること。
- ③ 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（週20時間以上）として雇入れた労働者であること。

※被災求職者とは平成23年3月11日時点で岩手県、宮城県及び福島県内に在住、又は在勤しており、令和2年度に失業状態にある者又は新規卒業者を言います。

### ④支給額（雇用者1人当たりの支給額）

支給期間は最長3年間で、フルタイム労働者1人当たり最大120万円、短時間労働者は最大60万円（各年の額は段階的に減額）を支給します。ただし、被災15市町村に所在する事業所はフルタイム労働者1人当たり最大225万円、短時間労働者は最大110万円を支給します。

支給額の総額は1事業所あたり2,000万円を上限とします。

### ⑤お申し込み期間

調整中（決定次第、雇用労政課ホームページでお知らせします。）

### ⑥お申し込み・お問い合わせ先

〈お問い合わせ先〉

福島県庁 雇用労政課 助成金班

Tel: 024-521-7489 Fax: 024-521-7931

URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/> E-mail: [koyourousei@pref.fukushima.lg.jp](mailto:koyourousei@pref.fukushima.lg.jp)

※上記以外にも細かい条件や特例がございます。詳しくは上記「福島県雇用労政課ホームページ」の「ふくしま産業復興雇用支援助成金（雇入費）」一覧をご覧ください。



## 雇用・人材育成支援

# 38.ふくしま産業復興雇用支援助成金

～補助金・融資を受けた事業主の皆さまへ～

## (2)住宅支援費

### ①制度概要

被災地域である県内全域の安定的な雇用を創出するため、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成した事業所に対して、県指定の産業政策と一体となって、新規に雇入れた労働者及びその他対象労働者への住宅支援費を助成します。

### ②対象事業所（A及びBに該当する県内の事業所）

**A** 平成23年3月11日以降に県指定の産業政策で補助金または融資を受け、設備投資等を行った事業所。

**B** 令和2年4月1日以降に対象労働者のために、〈①新たに住宅の賃貸契約を締結、②住宅を追加して賃貸契約を締結〉、又は〈③住宅手当を新規に導入、④既存の住宅手当の拡充〉のいずれかを実施すること。

※過去に雇入費助成金を受給している事業所も、要件を満たせば申請可能です。

### ③要件（対象労働者）

① 県指定の補助金・融資を受け、住宅支援の新しい取組を行った後、令和2年度中に雇入れた労働者。

② 雇入れ日及び基準日において、事業所の借り上げ住宅に居住、又は住宅手当の支給対象となっていること。

※基準日とは雇入れ日から1年、2年及び3年を経過した日を言います。

### ④支給額（雇用者1人当たりの支給額）

支給期間は最長3年間で、助成対象期間中に支出した助成対象経費の3/4が助成金額となります（申請時に対象経費を選択）。ただし、支給額の総額は1事業所あたり1年間で240万円、3年間で720万円を上限とします。

※助成対象経費とは新規借りにかかる賃借料、住宅の追加借りにかかる賃借料と変更前の賃借料との差額、新規住宅手当の支給額、拡充した住宅手当の支給額を言います。

※既に住宅手当の支給を受けている既存従業員の住居手当も対象経費となります。

### ⑤お申し込み期間

調整中（決定次第、雇用労政課ホームページでお知らせします。）

### ⑥お申し込み・お問い合わせ先

〈お問い合わせ先〉

福島県庁 雇用労政課 助成金班

Tel: 024-521-7489

Fax: 024-521-7931

URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/> E-mail: [koyourousei@pref.fukushima.lg.jp](mailto:koyourousei@pref.fukushima.lg.jp)

※上記以外にも細かい条件や特例がございます。詳しくは上記「福島県雇用労政課ホームページ」の「ふくしま産業復興雇用支援助成金（住宅支援費）」をご覧ください。

## 雇用・人材育成支援

### 39.雇用調整助成金等による支援(令和2年3月現在)

#### (1)雇用調整助成金による支援

##### ① 制度概要

景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために一時的に休業等を実施した場合、休業手当等の一部が助成されます。

※新型コロナウイルス感染症の影響による場合は特例措置があります。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

##### ② 対象者

事業活動の縮小(\*)を余儀なくされた雇用保険適用事業主。

\* 経済上の理由によるものをいい、事業所倒壊や生産設備の損壊等地震の直接的な影響によるもの、避難勧告等法令上の制限を理由とするものは対象になりません。

##### ③ 要件 (a～e すべてに該当すること)

- a 最近3ヶ月間の生産量、売上高などの生産指標が前年同期に比べて10%以上減少していること
- b 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3ヶ月間の月平均値が前年同期と比べ中小企業：10%、大企業5%を超え、かつ中小企業：4人以上、大企業6人以上増加していないこと
- c 実施する休業等及び出向が労使協定に基づくものであること
- d 新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間から1年を超えていること
- e 休業等の実施延日数が、所定内労働延日数の中小企業：1/20以上、大企業1/15以上であること

##### ④ 支援内容

休業手当等の負担相当額の内、中小企業：2/3、大企業：1/2が助成されます。

※上限は、対象労働者1人1日当たり8,330円(令和2年3月1日現在)

※支給限度日数は、1年間で100日、3年間で150日。

教育訓練を実施した場合の1人1日当たりの加算額は、一律1,200円です。

※教育訓練日に業務に就かせる場合は助成対象外です。

※事業所内・外訓練ともに全一日又は半日訓練が可能です。

##### ⑤ お問い合わせ先 (最寄りの各ハローワークにお問い合わせください。)

福島 Tel:024-534-4121、 平 Tel:0246-23-1421、 会津若松 Tel:0242-26-3333、  
郡山 Tel:024-942-8609、 白河 Tel:0248-24-1256、 須賀川 Tel:0248-76-8609、  
相双 Tel:0244-24-3531、 二本松 Tel:0243-23-0343

(厚生労働省)

URL:[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

## 雇用・人材育成支援

### 39.雇用調整助成金等による支援(平成30年10月現在)

#### (2)特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース)による支援

##### ① 新制度概要

震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用（1年未満の有期契約を更新する場合も含む）することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。（※雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限りです。）

##### ② 対象労働者（震災発生時、原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域に居住していた方で、下記 A,B いずれかに該当する方）

- A 震災により離職された方（次の a～c すべてに該当する方）
- a 東日本大震災発生時に被災地域(本県の場合、全域)において就業していた方
  - b 震災後に離職し、その後安定した職業についていない方
  - c 震災により離職を余儀なくされた方
- B 被災地域に居住する方（次の a～c すべてに該当する方）
- a 震災後、安定した職業についていない方
  - b 震災により被災地域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く
- ※新規学卒者については、卒業後の4月1日以降のハローワーク等の紹介による雇い入れであって、上記 a,b いずれにも該当する方。

##### ③ 支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部として、次の金額が支給されます。

短時間労働者以外 50万円（大企業）、60万円（中小企業）

短時間労働者 30万円（大企業）、40万円（中小企業）

※助成対象期間は1年間で、支給対象期（6ヶ月）ごとに半額ずつ支給されます

※対象労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続雇用した場合、助成金の上乘せ（大企業は50万円、中小企業は60万円）を行います。

##### ④ お問い合わせ先（最寄りの各ハローワークにお問い合わせください。）

福島 Tel:024-534-4121、 平 Tel:0246-23-1421、 会津若松 Tel:0242-26-3333、  
郡山 Tel:024-942-8609、 白河 Tel:0248-24-1256、 須賀川 Tel:0248-76-8609、  
相双 Tel:0244-24-3531、 二本松 Tel:0243-23-0343

(厚生労働省)

URL:[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/okutei\\_hisai.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/okutei_hisai.html)

## 雇用・人材育成支援

# 40. キャリアアップ助成金(令和2年4月現在)

## ～企業内でのキャリアアップに取り組む事業主を支援します～

### ① 制度概要

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

### ② 助成内容 ( )内は大企業の額です。

#### A 正社員化コース

正規雇用等に転換または直接雇用する制度を規定し、有期契約労働者等を、正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成

<助成額>

①有期→正規：1人当たり **57万円(42万7500円)**

②有期→無期：1人当たり **28万5000円(21万3750円)**

③無期→正規：1人当たり **28万5000円(21万3750円)**

(①～③合せて1年度1事業所あたりの支給申請上限は20人まで)

#### B 賃金規定等改定コース

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、2%以上増額改定した場合(3%以上増額した場合は助成額を加算。5%以上増額した場合は更に加算。)

#### C 健康診断制度コース

有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合

#### D 賃金規定等共通化コース

有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合

#### E 諸手当制度共通化コース

有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を、新たに規定・適用した場合

#### F 選択的適用拡大導入時処遇改善コース

選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金引上げを実施した場合

#### G 短時間労働者労働時間延長コース

有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合

※ <生産性要件>を満たしている場合、助成額の割増があります。

※ 助成額については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

### ③ お申し込み・お問い合わせ先(最寄りの各ハローワークにお問い合わせください。)

福島 Tel:024-534-4121、 平 Tel:0246-23-1421、 会津若松 Tel:0242-26-3333、  
郡山 Tel:024-942-8609、 白河 Tel:0248-24-1256、 須賀川 Tel:0248-76-8609、  
相双 Tel:0244-24-3531、 二本松 Tel:0243-23-0343  
(厚生労働省)

URL:[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyo\\_unushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyo_unushi/career.html)

## 雇用・人材育成支援

# 41. 福島県高度ものづくり人材確保支援事業補助金

～成長産業分野における高度人材を雇用する中小製造業を支援します～

### ① 制度概要

県内中小製造業者が、県外から自らの企業の中核となる高度ものづくり人材を無期の正社員として新たに雇用し、その高度人材の雇用の効果として当該高度人材以外の正社員雇用が見込まれる場合、高度ものづくり人材の雇い入れに係る一部経費を助成します。

### ② 補助対象者(次の全てに該当する者)

- A 公益財団法人福島県産業振興センター内に開設する「福島県プロフェッショナル人材戦略拠点」が委託を受けて実施する「福島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業」により高度人材の確保を申し込んでいる者。
- B 福島県内に主たる事務所を有する中小企業。
- C 統計法に定める次の業を営む者。

再生可能エネルギー関連産業	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、非鉄金属製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
医療関連産業	プラスチック製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、印刷・同関連業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業
ロボット関連産業	ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、生産用機械器具製造業、電気機械器具製造業、金属製品製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、その他の製造業
航空宇宙関連産業	輸送用機械器具製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、その他の製造業
輸送用機械・半導体関連産業	電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、その他の製造業

- D 以下の全てを満たす者
- a 雇用保険適用事業所の事業者であること。
  - b 厚生労働省及び本県が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから本補助金の交付申請を行う日の前日まで3年を経過していない事業者でないこと。また、補助金の交付申請を行った日から補助金の交付までの間、不正受給をした事業者でないこと。
  - c 労働保険料を滞納している事業者でないこと。
  - d 交付申請を行う日の前日から過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。
  - e 性風俗関連営業、接待を行う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
  - f 税務署が発行する納税証明書（消費税及び地方消費税）及び県税事務所が発行する納税証明書において滞納していないことが確認できる事業者であること。
  - g 審査に必要な書類等を整備保管し、国や県が行う検査に協力する事業者であること。

### ③ 補助対象経費等

- A 補助対象経費  
県内の移動に伴う旅費、人件費（給与、賞与、超過勤務手当、通勤手当、役職手当等の諸手当、社会保険料のうち事業主負担分）
- B 補助率  
補助対象経費の 1/2
- C 補助限度額  
新規に雇用される高度人材 1 人当たり 150 万円
- D 補助対象期間  
高度人材を無期として新規雇用を開始した日から起算して 6 か月以内または新規雇用を開始した日が属する年度の 2 月末日のいずれか早い日
- E 補助対象人数  
1 事業者につき 2 人まで

### ④ 申し込み期間

随時、申込を受付しております。  
詳しくは、雇用労政課ホームページをご覧ください。

### ⑤ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 雇用労政課

Tel:024-521-7290、 FAX:024-521-7931

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/monozukuri.html>

E-mail: [koyourousei@pref.fukushima.lg.jp](mailto:koyourousei@pref.fukushima.lg.jp)

## 雇用・人材育成支援

# 42.ふくしま中小企業等人材育成支援事業

### ① 概要

県内中小企業の社内人材育成体制の強化並びに社外研修の受講促進を図ることにより、県内中小企業等の企業力強化を支援します。

### ② 対象者

県内に本社、事業所等が所在する中小企業等

### ③ 支援内容

#### (1) 伴走型支援

県内中小企業等の人材育成に関する相談・課題調査・分析、企業ニーズに基づいた人材育成の計画作成、研修のマッチング等を伴走型で支援します。

#### 【人材育成の計画で作成支援を行う資料の例】

- ・業務遂行能力一覧表（能力スキルマップ）
- ・職能別能力一覧表、職業能力評価基準書、職能要件書
- ・教育体系図
- ・年度教育計画書 など

#### (2) 研修情報ポータルサイトによる支援

県内で開催される国、県、商工関係団体等の職業訓練・研修等の情報を一元化したポータルサイトを開設し、県内企業に情報を提供することで、企業の人材育成を支援します。

### ⑤ お申し込み期間

調整中（決定次第、産業人材育成課のホームページでお知らせします。）

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

〈お申し込み・お問い合わせ先〉

福島県庁産業人材育成課

Tel: 024-521-7300

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

Fax: 024-521-7932

E-mail: [jinzai@pref.fukushima.lg.jp](mailto:jinzai@pref.fukushima.lg.jp)

### 43.技能向上訓練実施事業

#### ① 概要

多様化する企業ニーズに対応した人材を育成するため、テクノアカデミーにおいて企業在職者等を対象に新たな知識・技能や高度な知識・技能を習得するための短期間の教育訓練を実施します。

#### ① 訓練の内容

##### <開催時期及び訓練日数>

【開催時期】令和2年4月～随時開催

【訓練日数】1日～11日(コースにより異なります。)

##### <訓練内容>

基本的な内容を習得する「短期課程」と、より高度で専門的な内容の「専門短期課程」の設定があります。

年間計画で設定している「レディメイド」型のほか、企業及び事業主団体の皆様からのご要望に応じて設定する「オーダーメイド」型の2種類があります。

##### 【短期課程】

- ・第二種電気工事士(学科・実技)等の受験対策コース
- ・フライス・旋盤加工基礎
- ・Jw\_cad(入門編)
- ・パソコン(word・excel) など 75コース

##### 【専門短期課程】

- ・第一種電気工事士(学科・実技)等の受験対策コース
- ・ITパスポート試験講座
- ・3DCADと3Dプリンタ基礎
- ・ISO(9001:2015年版)内部品質監査員養成 など 42コース

##### <受講料>

##### 【短期課程】

12時間 3,100円(基準)

※訓練コースにより時間数が異なります。時間数の増減により受講料の増減があります。詳しくは、各テクノアカデミーホームページ及びセミナーガイドでご確認ください。

##### 【専門短期課程】

12時間 4,300円(基準)

※訓練コースにより時間数が異なります。時間数の増減により受講料の増減があります。詳しくは、各テクノアカデミーホームページ及びセミナーガイドでご確認ください。

※別途、材料費及びテキスト代がかかる場合があります。

#### ③ お申し込み期間

各訓練コースにより異なります。

各テクノアカデミーホームページ及びセミナーガイドでご確認ください。



#### ④ お申し込み・お問い合わせ先

〈お申し込み・お問い合わせ先〉

実施する各テクノアカデミーにお申し込み・お問い合わせください。

福島県立テクノアカデミー郡山（テクノセミナー担当）

Tel: 024-944-1663

Fax: 024-943-7985

URL: <http://www.tck.ac.jp>

福島県立テクノアカデミー会津（テクノセミナー担当）

Tel: 0241-27-3221

Fax: 0241-27-3312

URL: <http://www.tc-aizu.ac.jp>

福島県立テクノアカデミー浜（テクノセミナー担当）

Tel: 0244-26-1555

Fax: 0244-26-1550

URL: <http://www.tc-hama.ac.jp>

## **44. 空き工場、倉庫、工場用地等の紹介について**

### **① 制度概要**

事業再開に向けて県内での移転先を探している企業の皆様等を支援するため、空き工場、倉庫、工場用地等の情報を提供しています。

下記、お問い合わせ先へ、お気軽に御連絡ください。

### **② お問い合わせ先**

福島県庁 企業立地課

Tel: 024-521-7916

Fax: 024-521-7935

URL: <http://www4.pref.fukushima.jp/investment/> E-mail: [investment@pref.fukushima.lg.jp](mailto:investment@pref.fukushima.lg.jp)

## **45.工業製品の残留放射線測定について**

県内の事業所の皆様を対象に、工業製品の残留放射線量測定を行っております。詳細については、各機関にお問い合わせください。

### **(1) 県機関(無料)**

#### **福島県ハイテックプラザ**

○受付日：月～金曜日 ○対象企業：県内全域 ○測定形態：試料持込

○測定機器：GM サーベイメータ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/hightech/reconstruct/reconstruct-02.html>

#### **福島県ハイテックプラザ**

郡山市待池台1-12

Tel: 024-959-1911

#### **福島県ハイテックプラザ いわき技術支援センター**

いわき市常磐下船尾町杭出作23-32 Tel: 0246-44-1475

### **(2) その他の実施機関(無料)**

#### **(一財)材料科学技術振興財団 (福島県ハイテックプラザ福島技術支援センター内)**

○受付日：月～金曜日 ○対象企業：県内 ○測定形態：試料持込

○測定機器：Si 半導体式サーベイメータ, NaI サーベイメータ, Ge 半導体検出器

福島市佐倉下字附ノ川1-3 Tel: 090-3470-6954, 7760

<http://www.mst.or.jp/corporate/tabid/1292/Default.aspx>

#### **福島市産業交流プラザ (福島市役所)**

○受付日：月～金曜日 ○対象企業：福島市内 ○測定形態：出張訪問

○測定機器：GM サーベイメータ

福島市三河南町1-20 Tel: 024-525-4022

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/plaza-kougyou/shigoto/sangyo/>

[hoshasenhoshano/houshasensokutei.html](http://www.city.fukushima.fukushima.jp/plaza-kougyou/shigoto/sangyo/hoshasenhoshano/houshasensokutei.html)

#### **いわき市環境監視センター (いわき市役所)**

○受付日：月～金曜日 ○対象企業：いわき市内 ○測定形態：試料持込

○測定機器：Si 半導体式サーベイメータ

いわき市小名浜大原字六反田22 Tel: 0246-54-1585

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000005060/index.html>

#### **サンライフ南相馬 ((株) ゆめサポート南相馬)**

○受付日：月～金曜日 ○対象企業：南相馬市内 ○測定形態：試料持込

○測定機器：GM サーベイメータ

南相馬市原町区小川町332-1 Tel: 0244-25-3310

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/business/jigyoshoshien/1/4138.html>

## **46.加工食品の放射能測定について**

県内の食品加工業者の皆様を対象に、加工食品の放射能測定を行っております。

### (1) 県機関(無料)

#### 福島県ハイテックプラザ

○受付日：月～金曜日 ○測定形態：試料持込

○検出下限値：10Bq/kg 程度（一般食品、緑茶）、1Bq/kg 程度（水）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/hightech/reconstruct/reconstruct-03.html>

#### 福島県ハイテックプラザ

郡山市待池台1-12

Tel: 024-959-1911

#### 福島県ハイテックプラザ 会津若松技術支援センター

会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 88 番 1 Tel: 0242-39-2974

### (2) 県の補助事業による実施機関(無料)

#### 商工会議所・商工会

○受付日：月～金曜日 ○測定形態：試料持込 ○検出下限値：25Bq/kg 程度

<機器配置> **Ge 半導体検出器**：各商工会議所、南会津町商工会(本所)

**NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ**：飯野町商工会、あだたら商工会

(安達振興センター)、保原町商工会、国見町商工会、熱海町商工会、富久

山町商工会、安積町商工会、岩瀬商工会、船引町商工会、都路町商工会、

石川町商工会、小野町商工会、ひがし商工会、中島村商工会、塙町商工

会、あいづ商工会(北会津)、きたかた商工会(山都地区センター)、猪苗代

町商工会、会津美里町商工会(本郷支所)、只見町商工会、鹿島商工会、川

内村商工会、四倉町商工会、好間町商工会

<補助事業について> 福島県庁 産業創出課 (Tel:024-521-7283)

## 原子力損害賠償

### 47.東京電力ホールディングス株式会社への本賠償請求について

#### (1) 請求方法

- ①東京電力ホールディングス株式会社（以下、東京電力）より「請求書」が郵送された方は、必要事項を御記入のうえ、下記の〔書類郵送先〕東京電力宛に直接郵送してください。
- ②今回初めて請求する方や、東京電力に連絡している御郵送先に変更がある方は、下記の福島原子力補償相談室(コールセンター)にお問い合わせください。

#### (2) 対象期間

事故発生日(平成23年3月11日)から同年8月末日までの損害に加え、同年9月1日以降、3ヶ月ごとの損害について、請求を行うことができます。(避難指示区域等の事業者は、平成24年7月1日以降、一定期間までの賠償金を一括請求できる方式も利用できます。)

※また、避難指示区域等の事業者は、平成27年3月以降の将来にわたる損害について、避難指示区域等以外の事業者（風評被害）は、平成27年8月以降の将来にわたる損害について、一括請求することができます。

#### (3) 主な損害項目等

- A 政府による避難等の指示等による損害
- ・営業損害：避難等による減収分
  - ※平成24年3月以降に生じた事業利益は、減収分から差し引きません。
- B 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害
- ・営業損害(加工・流通業)：出荷制限指示等による減収分
- C いわゆる風評被害
- ・観光業の風評被害：解約・予約控え等による減収分
  - ・製造業、サービス業等の風評被害：買い控えや取引停止等による減収分
- D いわゆる間接被害
- ・営業損害：第一次被害者と一定の経済的関係にあり、事業等の性格上、第一次被害者との代替性のない取引を行っていた法人・個人事業主の減収分
- E 営業用財産の財物損害
- ・避難指示区域内の建物、給排水設備などの償却資産や商品・製品などの棚卸資産の財物価値の喪失分

**福島原子力補償相談室（コールセンター）** ※東京電力が設置

Tel: 0120-926-404（フリーダイヤル）

受付時間：9:00～19:00（月～金）、9:00～17:00（土曜、日曜、休祝日）

〔書類郵送先〕〒105-8730 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

（日本郵便株式会社 芝郵便局 私書箱121号） 東京電力ホールディングス株式会社 宛

**○福島県の問い合わせ窓口**（福島県庁 原子力損害対策課内）

Tel: 024-521-8216

受付時間：8:30～17:15（月～金（休・祝日除く））

（毎週水曜日（休・祝日除く）の13:00～17:00は、弁護士による法律相談を行っています。）

**○原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）** ※文部科学省

東京電力への直接請求で賠償が認められない場合や東京電力から示された金額に納得できない場合等はADRセンターへの申立てをご検討ください。

Tel: 0120-377-155

受付時間：10:00～17:00（平日）

## 相談窓口

# 48. 中小企業等の二重債務に関する相談窓口について

## ○福島県産業復興相談センター

東日本大震災及び原子力災害の影響により甚大な被害を受けた県内中小企業者等の二重債務問題に対応し、事業者の事業再開や事業再生を図るため、公益財団法人福島県産業復興センターが、「福島県産業復興相談センター」を設置し、被災事業者（含む風評被害）からの相談受付から具体的な支援まで一貫して行います。

随時、アンケートによる相談や、地区毎の個別相談会を実施しております。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

また、県内全域からの相談に迅速に対応するため、県内の全商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター及び全商工会に「福島県産業復興相談センター地域事務所」が設置されております。

詳しくは、下記のお問い合わせ先、又は最寄りの商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター、各商工会へお問い合わせください。

〒960-8031 福島市栄町 10-21 福島栄町ビル 8階

Tel: 024-573-2561 Fax: 024-573-2566

※相談受付時間：8:30～17:15（土日、祝日を除く）

URL: <http://www.utsukushima.net/fukko-soudan/>

### 【債権買取支援について】

福島県産業復興相談センターでは、二重債務問題に対応するため、必要に応じて、福島産業復興機構（政府・県・金融機関の出資により設立）に対し金融機関等の債権買取（震災前借入）の要請を行います。また、福島産業復興機構と同じく債権買取機関である「株東日本大震災事業者再生支援機構」への紹介を行います。

### 株式会社 東日本大震災事業者再生支援機構（政府の100%出資により設立）

支援対象事業者：小規模事業者、農林水産業者、医療福祉事業者

■郡山出張所 Tel: 024 - 935 - 7252

〒963-8002 福島県郡山市駅前 1-14-3 MS 駅前ビル 2階

■仙台北店 業務部 Tel: 022-393-8550

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町 4丁目 6-1 第一生命タワービル 19階

■東京本部 業務部 Tel: 03-6268-0180

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2丁目 2-2 三井ビルディング 10階

URL: <http://www.shien-kiko.co.jp>

### <お問い合わせ先>

福島県庁 経営金融課(金融担当)

Tel: 024-521-7288

Fax: 024-521-7931

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp)

(公財)福島県産業復興センター 総務企画課

〒960-8053 福島市三河南町 1番 20号 コラッセふくしま 6階

Tel: 024-525-4070

Fax: 024-525-4079

URL: <http://www.utsukushima.net/>

E-mail: [soumu@f-open.or.jp](mailto:soumu@f-open.or.jp)

## 相談窓口

# 49. 中小企業支援機関の経営相談窓口について

### (1) 相談窓口(無料)

相談を受けた各中小企業支援機関のスタッフが、ご相談企業様の経営問題や課題を整理し、適切な助言をいたします。

※なお、下記の「相談例」はあくまで例示であり、相談先窓口及び相談内容を限定するものではありません。

中小企業全般 → **福島県経営支援プラザ** (福島県産業振興センター)  
コラッセふくしま 2階 Tel: 024-525-4039  
※相談例：風評被害による売上減少を改善したい。  
**福島県よろず支援拠点** (同)  
〈郡山〉郡山商工会議所会館 4階 Tel:024-954-4161  
〈福島〉コラッセふくしま 2階 Tel:024-525-4064  
※相談例：販路拡大や経営改善のアドバイスが欲しい。  
**福島県事業引継ぎ支援センター** (同)  
郡山商工会議所会館 4階 Tel:024-954-4163  
※相談例：後継者がいないので第三者へ事業を引継ぎたい。  
**福島県プロフェッショナル人材戦略拠点** (同)  
コラッセふくしま 7階 Tel:024-525-4091  
※相談例：経営課題解決のためのプロ人材を採用したい。

主に地域の  
小規模事業者 → **最寄りの各商工会・商工会議所等**  
※相談例：資金繰りを改善したい。

主に  
組合等 → **福島県中小企業団体中央会**  
コラッセふくしま 10階 Tel: 024-536-1261  
※相談例：震災による来店者の減少を改善したい。

その他の  
事業所 → **中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島**  
(独)中小企業基盤整備機構)  
コラッセふくしま 7階 Tel: 024-529-5113  
※ 震災対応として、窓口相談と専門家チームによるアドバイスを実施。

一般  
(労働者/使用者) → **福島県中小企業労働相談所** (県雇用労政課)  
県庁西庁舎 10階 Tel: 0120-610-145 (フリーダイヤル)  
受付時間：平日 9:00～16:00  
※相談例：解雇や賃金、休暇について相談したい。

### (2) 専門家派遣

より高度・専門的な支援が必要な場合、中小企業診断士や公認会計士、生産管理の豊富な経験を持つ企業 OB 等、ご相談企業様の経営問題や課題の解決に適した専門家を派遣します。

#### <専門家の例>

中小企業診断士、税理士、公認会計士、経営コンサルタント、技術士、情報処理技術者、生産管理や営業など豊富な知識と経験を持つ企業実務経験者等

**50.避難解除区域等における課税の特例 ～福島特措法～****(1)既存事業者(個人事業者又は法人)向け【設備投資・雇用】****① 制度概要**

避難解除区域等の事業者の皆様が事業用設備等への投資や雇用を促進するため、②の対象者が③の区域で事業を行う場合、法人税(所得税)の課税の特例措置や地方税の課税免除等の制度があります。

**② 対象者 (福島復興再生特別措置法)**

・避難対象区域(\*)内に平成 23 年 3 月 11 日において事業所が所在していた個人事業者又は法人。

\*避難対象区域：避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域、避難解除区域(避難指示の対象となった区域の設定が解除された区域で、旧緊急時避難準備区域を含む。)

**③ 区域 (福島復興再生特別措置法)**

・避難指示解除準備区域、居住制限区域、認定特定復興再生拠点区域、避難解除区域(避難指示の対象となった区域の設定が解除された区域で、旧緊急時避難準備区域を除く。)

**④ 支援内容 (福島復興再生特別措置法)****A 事業用設備等に係る特別償却等(法第 36 条)**

機械・装置、建物・附属設備、構築物の投資に係る法人税(所得税)の特別償却・税額控除

**B 法人税等の特別控除(法第 37 条)**

原子力災害による被災被用者(\*)の給与等支給額の 20%を法人税(所得税)から税額控除

\*原子力災害による被災被用者：平成 23 年 3 月 11 日時点で、避難対象区域内の事業所で勤務していた者、又は避難対象区域内に居住していた者

**C 地方税の課税免除又は不均一課税(法第 38 条)**

施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除・不均一課税

\* A、B はいずれかの選択適用。

\* C は、A の特例の適用を受ける施設等が対象。

**⑤ 「確認」の手続き**

A～C それぞれ、事業実施場所の避難指示が解除された日から 7 年以内に、福島県知事の「確認」手続きが必要です。(受付中)

**⑥ 「確認」のお申し込み・お問い合わせ先**

<確認申請先> 各地方振興局**県税部**が窓口です。

県北地方振興局	Tel: 024-521-2692	南会津地方振興局	Tel: 0241-62-5213
県中地方振興局	Tel: 024-935-1251	相双地方振興局	Tel: 0244-26-1126
県南地方振興局	Tel: 0248-23-1517	いわき地方振興局	Tel: 0246-24-6032
会津地方振興局	Tel: 0242-29-5251		

<お問い合わせ先>

福島県庁 税務課

Tel: 024-521-7068

Fax: 024-521-7905

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [zeimu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:zeimu@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「税務課」のページをご覧ください。



## 課税の特例

県による「認定」手続きが必要です。

# 50. 避難解除区域等における課税の特例 ～福島特措法～

## (2) 新規立地事業者等向け【設備投資・雇用】

### ① 制度概要

避難解除区域等における事業用設備等への新規投資や雇用の促進するため、法人税(所得税)の課税の特例措置や地方税の課税免除等の制度があります。

### ② 対象者 (企業立地促進計画)

避難解除等区域復興再生推進事業(\*)を実施する個人事業者又は法人。

\*避難解除等区域復興再生推進事業は、福島特措法施行規則第3条各号に掲げる事業

第1号 相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業

第2号 先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域(法第十八条第一項に規定する避難解除等区域をいう。)の地域経済の活性化に資する事業

第3号 避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業

第4号 原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業

※具体的には、日本標準産業分類により設定しています。

※前頁の「確認」を受けていない既存事業者も対象となります。

### ③ 区域 (企業立地促進計画)

企業立地促進区域(\*)。

\*避難解除区域(避難指示の対象となった区域の設定が解除された区域で、旧緊急時避難準備区域を除く。)及び避難指示解除準備区域、居住制限区域、認定特定復興再生拠点区域。(居住制限区域及び認定特定復興再生拠点区域では、対象事業の制限あり。)

### ④ 支援内容 (福島復興再生特別措置法)

#### A 事業用設備等に係る特別償却等(法第23条)

機械・装置、建物・附属設備、構築物の投資に係る法人税(所得税)の特別償却・税額控除

#### B 法人税等の特別控除(法第24条)

原子力災害による被災被用者(\*)の給与等支給額の20%を法人税(所得税)から税額控除

\*原子力災害による被災被用者：平成23年3月11日時点で、避難対象区域内の事業所で勤務していた者、又は避難対象区域内に居住していた者

#### C 地方税の課税免除又は不均一課税(法第26条)

施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除・不均一課税

\*A、Bはいずれかの選択適用。Cは、Aの特例の適用を受ける施設等が対象。

### ⑤ 「認定」の手続き (避難解除等区域復興再生推進事業実施計画)

事業実施場所の避難指示が解除された日から7年以内に、福島県知事の「認定」手続きが必要です。(受付中)

### ⑥ 「認定」のお申し込み・お問い合わせ先

<認定申請先> 各地方振興局地域づくり・商工労政課が窓口です。

県北地方振興局 Tel: 024-521-2658 相双地方振興局 Tel: 0244-26-1117

県中地方振興局 Tel: 024-935-1292

<お問い合わせ先>

福島県庁 企画調整課

Tel: 024-521-7129

Fax: 024-521-7911

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [tokusohou@pref.fukushima.lg.jp](mailto:tokusohou@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「企画調整課」のページをご覧ください。

## 課税の特例

県による「認定」手続きが必要です。

# 50. 避難解除区域等における課税の特例 ～福島特措法～

## (3) 将来の再開を計画する事業者向け(福島再開投資等準備金)

### ① 制度概要

避難解除区域等における将来の事業再開（設備投資等）を支援するため、法人税(所得税) について、課税の特例措置を行います。

### ② 対象者（企業立地促進計画）

◎ A及びBを満たす個人事業者又は法人。

A平成23年3月11日において避難対象区域(ただし、旧緊急時避難準備区域を除く。)内に主たる事業所が所在。

B避難解除等区域復興再生推進事業(\*前頁参照)を将来確実に実施すること。

### ③ 区域（企業立地促進計画）

企業立地促進区域(\*前頁参照)内において、事業再開のための投資を行うこと。

※企業立地促進区域内であっても、除染・インフラ復旧が前提であり、事業再開投資は市町村復興計画の内容(避難解除時期等)と整合を図る必要があります。

### ④ 支援内容（福島復興再生特別措置法）

◎ 福島再開投資等準備金(法第25条)

A「福島再開投資等準備金」として、その積立額を損金算入可能。(課税の繰り延べ)

a 積立対象経費：事業用施設・設備の新設、増設、更新又は修繕費用

b 準備金積立期間：認定日以降最大3年間

ただし、積立末日は避難指示解除後5年以内。

c 準備金積立限度額：投資予定額の1/2以内(毎年度)

d 強制取崩し等：期間終了後2年経過時点で残額を3年間均等取崩し(益金算入)

B 積立後、計画に従い再開設備投資を行った場合、特別償却が可能。

【特別償却】機械及び装置：償却率100%、建物・附属設備・構築物：25%

### ⑤ 手続き（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画）

事前に、福島県知事の「認定」手続きが必要です。(受付中)

ただし、認定申請は、事業実施場所の避難指示が解除された日から3年以内に行う必要があります。

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

<認定申請先> 各地方振興局地域づくり・商工労政課が窓口です。

県北地方振興局 Tel: 024-521-2658 相双地方振興局 Tel: 0244-26-1117

県中地方振興局 Tel: 024-935-1292

<お問い合わせ先>

福島県庁 企画調整課

Tel: 024-521-7129

Fax: 024-521-7911

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [tokusohou@pref.fukushima.lg.jp](mailto:tokusohou@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「企画調整課」のページをご覧ください。

## 課税の特例

# 51. 地域未来投資促進法による課税の特例

### ① 制度概要

地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする事業者の取組を支援します。

### ② 対象者（基本計画）

国の同意を受けた各基本計画における、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす事業者であること。

- (1) 地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。
- (2) 高い付加価値の創出があること。
- (3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果があること。

【参考】国の同意を受けた基本計画は以下のとおり。

- 製造業等を主とする基本計画
  - ア 福島県県北地域基本計画
  - イ 福島県県中地域基本計画
  - ウ 福島県県南地域基本計画
  - エ 福島県会津地域基本計画
  - オ 福島県相双地域基本計画
  - カ 福島県いわき地域基本計画
- スポーツツーリズムやヘルスケア分野等を主とする基本計画
  - キ 福島県いわき市スタジアムを中心としたまちづくり基本計画

### ③ 区域（基本計画）

各基本計画に定める以下の促進区域において、地域における経済活動を牽引する事業を行うこと。

- 上記②ア 県北地域の市町村
- 上記②イ 県中地域の市町村
- 上記②ウ 県南地域の市町村
- 上記②エ 会津地域の市町村
- 上記②オ 相双地域の市町村
- 上記②カ いわき市
- 上記②キ いわき市

ただし、環境保全上重要な地域等は除く。

### ④ 支援内容

- ・ 法人税  
税額控除又は特別償却により、設備投資を行った初年度の法人税負担を軽減
- ・ 不動産取得税・固定資産税  
不動産取得税・固定資産税の課税免除・不均一課税

### ⑤ 手続き（地域経済牽引事業計画の策定、主務大臣が定める基準に係る確認申請等）

- (1) 課税の特例を受けるためには、地域経済牽引事業計画を策定し、先進性等について、主務大臣が定める基準に適合するか確認を受ける必要があります。
- (2) 地域経済牽引事業計画は、事前に、県の承認が必要です。
- (3) 県の承認後、主務大臣に対する確認申請が必要です。

### ⑥ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 企業立地課・・・製造業等について（基本計画②ア～カ）

Tel:024-521-7882

Fax:024-521-7935

URL:<http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail:[investment@pref.fukushima.lg.jp](mailto:investment@pref.fukushima.lg.jp)

福島県庁 商工総務課・・・製造業等以外について（基本計画②キ）

Tel:024-521-7270

Fax:024-521-7930

URL:<http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail:[syokosomu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:syokosomu@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「企業立地課」のページをご覧ください。

**52.ふくしま産業復興投資促進特区 ～復興特区～****① 制度概要**

製造業等の事業者の皆様の新・増設や雇用を促進するため、法人税(所得税)や事業税、不動産取得税、固定資産税について、課税の特例措置を行います。

**② 対象者 (復興推進計画)**

次の8業種のいずれかに該当する事業者であること。

- ・輸送用機械関連産業、電子機械関連産業、情報通信関連産業、医療関連産業、エネルギー関連産業、食品・飲料関連産業、環境・リサイクル関連産業、地域資源活用型産業

※具体的には、日本標準産業分類により設定しています。

**③ 区域 (復興推進計画)**

復興産業集積区域内において投資や雇用を行うこと。

- ・県内 59 市町村の 1,430 ヶ所を設定しています。

※具体的には、住所(地番)で設定しています。

**④ 支援内容 (東日本大震災復興特別区域法)****A 新規立地促進税制(法第 40 条)**

新規立地新設企業の法人税を実質 5 年間無税(再投資準備金の損金算入,再投資の特別償却)

**B 事業用設備等に係る特別償却等(法第 37 条)**

機械・装置、建物・附属設備、構築物の投資に係る法人税(所得税)の特別償却・税額控除

**C 法人税等の特別控除(法第 38 条)**

被災被用者(福島県民等)の給与等支給額の 10%を法人税(所得税)から税額控除

**D 研究開発税制の特例等(法第 39 条)**

取得・製作・建設した開発研究用減価償却資産の即時償却+税額控除(法人税・所得税)

**E 地方税の課税免除又は不均一課税(法第 43 条)**

施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除・不均一課税

\* A～Cはいずれかの選択適用。また、EはA B Dに係る指定を受けた場合のみ適用。

**⑤ 手続き (指定申請書、指定事業者事業実施計画書等)**

A～Dそれぞれ、事前に、市町村による「指定」手続きが必要です。(受付中)

**⑥ お申し込み・お問い合わせ先****<指定申請先>**

県内各市町村の企業立地担当課が窓口です。

**<お問い合わせ先>**

県内各市町村の企業立地担当課

福島県庁 企業立地課

Tel: 024-521-7882

Fax: 024-521-7935

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [investment@pref.fukushima.lg.jp](mailto:investment@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「企業立地課」のページをご覧ください。

※農林水産業についても同様の制度があります。

詳細は、福島県庁農林企画課へお問い合わせください。 Tel: 024-521-8027

**53.ふくしま観光復興促進特区 ～復興特区～****① 制度概要**

観光関連産業の集積を行い、県内の多くの観光拠点に観光客の集客を促進するため、法人税(所得税)や事業税、不動産取得税、固定資産税について、課税の特例措置を行います。

**② 対象者（復興推進計画）**

次の35業種のいずれかに該当し、復興推進計画の目標を達成するための取組を行う事業者であること。

- ・宿泊、飲食、娯楽等のサービス業、観光客を対象とする店舗等の小売業、など
- ※具体的には、日本標準産業分類により設定しています。業種により対象市町村が決まっておりますので、下記お問い合わせ等でご確認ください。

**③ 区域（復興推進計画）**

復興産業集積区域内において投資や雇用を行うこと。

- ・県内51市町村の259ヶ所を設定しています。
- ※具体的には、住所(地番)で設定しています。

**④ 支援内容（東日本大震災復興特別区域法）****A 新規立地促進税制(法第40条)**

新規立地新設企業の法人税を実質5年間無税(再投資準備金の損金算入,再投資の特別償却)

**B 事業用設備等に係る特別償却等(法第37条)**

機械・装置、建物・附属設備、構築物の投資に係る法人税(所得税)の特別償却・税額控除

**C 法人税等の特別控除(法第38条)**

被災被用者(福島県民等)の給与等支給額の10%を法人税(所得税)から税額控除

**D 研究開発税制の特例等(法第39条)**

取得・製作・建設した開発研究用減価償却資産の即時償却+税額控除(法人税・所得税)

**E 地方税の課税免除又は不均一課税(法第43条)**

施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除・不均一課税

\*A～Cはいずれかの選択適用。また、EはABDに係る指定を受けた場合のみ適用。

**⑤ 手続き（指定申請書、指定事業者事業実施計画書等）**

A～Dそれぞれ、事前に、市町村による「指定」手続きが必要です。(受付中)

**⑥ お申し込み・お問い合わせ先****<指定申請先>**

県内各市町村の観光担当課が窓口です。

**<お問い合わせ先>**

県内各市町村の観光担当課

福島県庁 観光交流課

Tel: 024-521-7286

Fax: 024-521-7888

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: [tourism@pref.fukushima.lg.jp](mailto:tourism@pref.fukushima.lg.jp)

# 福島県商工労働部各機関の連絡先

## 福島県庁商工労働部

(各課共通)〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 県庁西庁舎 11、12 階		
商工総務課	Tel:024-521-7270	Fax:024-521-7930
経営金融課	Tel:024-521-7288、7291	Fax:024-521-7931
雇用労政課	Tel:024-521-7290、7489	Fax:024-521-7931
企業立地課	Tel:024-521-7280、7882、7916	Fax:024-521-7935
産業創出課	Tel:024-521-7283、8286	Fax:024-521-7932
医療関連産業集積推進室	Tel:024-521-7282	Fax:024-521-7932
ロボット産業推進室	Tel:024-521-8568、8058	Fax:024-521-7932
商業まちづくり課	Tel:024-521-7299	Fax:024-521-8886
産業人材育成課	Tel:024-521-7829、7300	Fax:024-521-7932
観光交流課	Tel:024-521-7286、7287、7398	Fax:024-521-7888
空港交流課	Tel:024-521-7127	Fax:024-521-7913
県産品振興戦略課	Tel:024-521-7296、7326	Fax:024-521-7888

## 福島県商工労働部出先機関

計量検定所	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 県庁西庁舎 1 階 Tel:024-521-7655 Fax:024-521-7978
ハイテクプラザ	〒963-0215 郡山市待池台1丁目12番地 Tel:024-959-1741 Fax:024-959-1761
福島技術支援センター	〒960-2154 福島市佐倉下字附ノ川 1-3 Tel:024-593-1121 Fax:024-593-1125
会津若松技術支援センター	〒965-0006 会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 88-1 Tel:0242-39-2100 Fax:0242-39-0335
南相馬技術支援センター	〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字新赤沼 83 Tel:0244-25-3060 Fax:0244-25-3061
いわき技術支援センター	〒972-8312 いわき市常磐下船尾町杭出作 23-32 Tel:0246-44-1475 Fax:0246-43-6958
県立テクノアカデミー郡山	〒963-8816 郡山市上野山 5 番地 Tel:024-944-1663 Fax:024-943-7985
県立テクノアカデミー会津	〒969-3527 喜多方市塩川町御殿場 4 丁目 16 番地 Tel:0241-27-3221 Fax: 0241-27-3312
県立テクノアカデミー浜	〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字巢掛場 45 番地の 112 Tel:0244-26-1555 Fax: 0244-26-1550

## 福島県各地方振興局(地域づくり・商工労政課)

県北地方振興局	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 県庁北庁舎 4 階 Tel:024-521-2658 Fax: 024-521-2853
県中地方振興局	〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号 Tel:024-935-1292 Fax: 024-939-4674
県南地方振興局	〒961-0971 白河市昭和町 269 番地 Tel:0248-23-1546 Fax: 0248-23-1509
会津地方振興局	〒965-8501 会津若松市追手町7番5号 Tel:0242-29-5292 Fax: 0242-29-5228
南会津地方振興局	〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲 4277 番地1 Tel:0241-62-5205 Fax: 0241-62-5209
相双地方振興局	〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目 30 番地 Tel:0244-26-1117 Fax: 0244-26-1120
いわき地方振興局	〒970-8026 いわき市平字梅本 15 番地 Tel:0246-24-6007 Fax: 0246-24-6019